

18 農地中間管理機構による農地集積・集約化

【20, 214 (24, 323) 百万円】

対策のポイント

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化を支援します。

<背景／課題>

- ・現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっており、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を更に推進するとともに、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動を支援する必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地中間管理機構による農地の集積・集約化

12, 407 (19, 000) 百万円

(1) 農地中間管理機構事業

2, 014 (7, 218) 百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を要求

- ① 農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費(農地賃料、保管理費等)及び事業推進費を支援します。
- ② 農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成を行います。

(2) 機構集積協力金交付事業

6, 017 (9, 000) 百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を要求

- 担い手の農地利用の増加に資するよう、①まとまった農地を貸し付けた地域、
②農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付します。

(3) 特定地域農地流動化交付金交付事業〔新規〕

1, 000 (―) 百万円

中山間地域等で借受希望者が少ない地域における農地の受け手を支援します。

(4) 機構集積支援事業

3, 376 (2, 782) 百万円

遊休農地の所有者の利用意向調査、農地台帳の情報更新・システム維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援します(※全国農業会議所事業を統合)。

2. 農業委員・推進委員による農地利用の最適化

11, 183 (8, 104) 百万円

(1) 農業委員会交付金

4, 718 (4, 718) 百万円

農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付します。

(2) 農地利用最適化交付金〔新規〕

2, 495 (―) 百万円

農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。

(3) 機構集積支援事業 (再掲) 3, 376 (2, 782) 百万円

(4) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 514 (514) 百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費を負担します (※都道府県農業会議会議員手当等負担金を組替え)。

(5) 農地調整費交付金 81 (81) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

補助率：定額等

〔 事業実施主体：都道府県 (基金造成)、民間団体、農業委員会等 〕

(関連対策)

1. 農地の大区画化等の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)
131, 214 (108, 932) 百万円

農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けとの連携等により、農地の大区画化・汎用化等を促進します。

2. 農地耕作条件改善事業 35, 913 (10, 000) 百万円

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化が行われ、又は基盤整備の実施により今後行われると見込まれる地域において、区画拡大、暗渠排水等に加え、土壌改良をはじめとする借り手のニーズに対応した基盤整備を支援します。

3. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 374 (291) 百万円

荒廃農地を再生利用するための雑草・雑木除去や土づくり等の取組を支援します。

4. 人・農地問題解決加速化支援事業 327 (363) 百万円

人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対し支援します。

5. 経営体育成支援事業 3, 957 (3, 205) 百万円

農地中間管理機構を活用して規模拡大を図る経営体をはじめとして、地域の中心経営体等に対し、農業用機械・施設等の導入を支援します。

6. 果樹支援関連対策 (果樹農業好循環形成総合対策事業で実施)
5, 896 (5, 520) 百万円

農地中間管理機構の活用等による改植やこれに伴う未収益期間に対する支援、園地整備等に対する支援を実施します。

お問い合わせ先：

1(1)～(3)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2151)
1(4)、2(3)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2152)
2(1)、(2)、(4)の事業	経営局農地政策課	(03-3592-0305)
2(5)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2153)
関連対策1、2の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
3の事業	農村振興局農村計画課	(03-6744-2442)
4の事業	経営局経営政策課	(03-6744-0576)
5の事業	経営局就農・女性課	(03-6744-2148)
6の事業	生産局園芸作物課	(03-3502-5957)

農地中間管理機構による農地集積・集約化

【平成28年度予算概算要求額：202（243）億円】

1. 農地中間管理機構による農地の集積・集約化

【平成28年度予算概算要求額：124（190）億円】

機構集積協力金交付事業

（機構への農地の出し手に対する支援）

【60（90）億円】

※各都道府県の基金から充当し、不足分を要求

農地中間管理機構を介して新たに担い手に集積される面積に応じて算出した金額（面積×上限単価）の範囲内で、各都道府県が当該補助金の単価等を自由に調整し、以下のメニュー事業を実施

(1) 地域に対する支援

機構にまとめた農地を貸し付ける
地域に対する支援（地域集積協力金）

(2) 個々の出し手に対する支援

①経営転換・リタイアする場合の支援
（経営転換協力金）

②農地の集積・集約化に協力する場合
の支援（耕作者集積協力金）

農地中間管理機構事業

（農地中間管理機構の業務に対する支援）

【20（72）億円】

※各都道府県の基金から充当し、不足分を要求

(1) 事務費

機構の運営・業務委託に必要な経費
〔定額補助〕

(2) 事業費

- ① 農地の賃料
- ② 農地の管理・保全に要する経費
（土地改良の負担金を含む）

- ・ 定率補助と農地集積奨励金の2本立て
- ・ 農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率（機構の貸付面積／機構の借受面積）に応じて段階的に増加するスキーム
- ・ 実質的な国庫負担は、最大で90%
（平成28年度まで95%）

(3) その他

農地買入等に要する借入資金に係る利子
助成等

※(3)は都道府県別の基金の対象外

特定地域農地流動化交付金 交付事業【新規】

（特定地域農地の受け手に対する
支援）

【10（－）億円】

中山間地域等で借受希望者が少ない
地域における農地の受け手を支
援

交付単価：20,000円／10a

機構集積支援事業

（農地の集積・集約化の基礎業務
への支援）

【34（28）億円】

遊休農地の所有者の利用意向調査、
農地台帳の情報更新・システム維
持管理、農業委員及び農地利用最
適化推進委員の資質向上に向けた
研修等を支援（全国農業会議所事
業を統合）

2. 農業委員・推進委員による農地利用の最適化

【平成28年度予算概算要求額：112（81）億円】

農業委員会への支援 【106（75）億円の内数】

(1) 農業委員会交付金

【47（47）億円】

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付

(2) 農地利用最適化交付金【新規】

【25（－）億円】

- ・ 農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付

※改正農業委員会法に基づく新制度に移行した農業委員会を対象

(3) 機構集積支援事業

【34（28）億円の内数】

- ・ 遊休農地の所有者の利用意向調査、農地台帳の情報更新・システム維持管理等を支援

都道府県農業委員会ネットワーク機構への支援 【39（33）億円の内数】

(1) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金

【5（5）億円】

- ・ 農地法に規定された業務に要する経費を負担
〔都道府県農業会議会議員手当等負担金を組替え〕
〔人件費や旅費等について国が負担〕

(2) 機構集積支援事業

【34（28）億円の内数】

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援

全国農業委員会ネットワーク機構への支援 【34（28）億円の内数】

機構集積支援事業

【34（28）億円の内数】

- ・ 都道府県農業委員会ネットワーク機構への研修や、全国農地ナビの運用等を支援（全国農業会議所事業を統合）

農地調整費交付金

【1（1）億円】

- ・ 農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付

19 経営体育成支援事業

【3, 957（3, 205）百万円】

対策のポイント

地域の担い手に対し、農業用機械等の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・地域農業の発展を図っていくためには、担い手の経営発展を支援していくことが重要です。
- ・また、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を加速化することが喫緊の課題です。

政策目標

意欲ある担い手の育成・確保

<主な内容>

地域の担い手（「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体、農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者等※）の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援します。

※ 過去に例のないような重大な気象災害による被災農業者を含む。

1. 融資主体補助型

地域の担い手が融資を受け、農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付（1経営体当たりの配分上限額300万円）することにより、主体的な経営展開を支援します。その際、地域の担い手への農地集積を加速化するため、農地中間管理機構を活用し、賃借権の設定等を受けた者を重点的に支援します（1経営体当たりの配分上限額：個人1,000万円、法人2,000万円）。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

（補助率：定額、融資残額（事業費の3／10以内）
事業実施主体：市町村）

2. 条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。

（補助率：1／2以内（1経営体当たり上限4,000万円）
事業実施主体：市町村）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-6744-2148）]

20 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【374（291）百万円】

対策のポイント

荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源であり、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要です。
- ・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、**荒廃農地を再生利用する取組**を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

政策目標

農用地区域を中心として、荒廃農地を解消

<主な内容>

1. 荒廃農地を再生利用する活動への支援

荒廃農地の再生作業（雑草・雑木の除去等）、土づくり、再生農地への作物の導入、加工品試作及び試験販売等の取組を支援します。併せて、中心経営体に集約化（面的集積）する場合は、再生作業（定額）の助成単価を2割加算します。

2. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

引受手と受入地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

（補助率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会）

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課（03-6744-2442）]

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

事業の内容

- 1. 事業概要** 荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援。
- 2. 実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

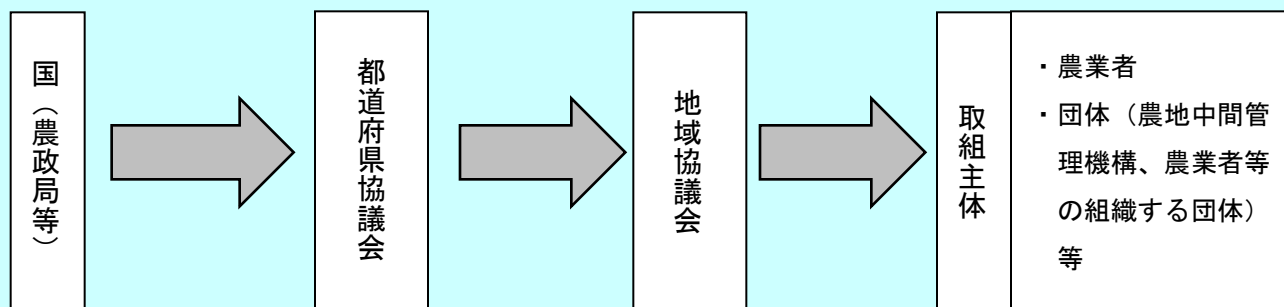
【事業メニュー】

- ① 荒廃農地を再生利用する活動への支援**
 - ア 再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）
 - ・再生作業【5万円/10a※】（重機を用いて行う場合等【1／2以内等】）
※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合、助成単価を2割加算
 - ・土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
 - イ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
 - ウ 経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】
- ② 施設等の整備への支援**
 - ・基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備【1／2以内等】
 - ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 附帯事業への支援【定額】**
 - ・広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
 - ・交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外（市街化区域は除く）における取組についても支援対象



【交付金の流れ】



21 農業経営力向上支援事業

【813（452）百万円】

対策のポイント

意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を支援します。

<背景／課題>

- ・法人経営は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等のメリットがあります。
- ・このため、意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を図る必要があります。

政策目標

今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加

<主な内容>

1. 法人化推進体制の整備 353（131）百万円
都道府県段階において、法人化推進体制を整備し、税理士や中小企業診断士など法人化・経営継承に関する専門家の派遣、セミナー・研修会の開催、相談窓口の設置等の取組を推進します。
2. 農業経営の法人化等の支援 360（303）百万円
集落営農・複数個別経営の法人化（定額40万円）及び集落営農の組織化（定額20万円）等の取組を支援します。
3. 農業経営の質の向上促進 100（18）百万円
農業経営の質の向上を促進するため、農業経営データ管理の仕組みの構築、雇用就農者のキャリアアップの促進、農業法人等と他産業での経験を有する人材とのマッチング等の取組を推進します。

（ 委託費、補助率：定額、1／2
委託先、事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体 ）

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 （03－6744－0577）]

意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、法人化等の推進、経営の質の向上を支援。

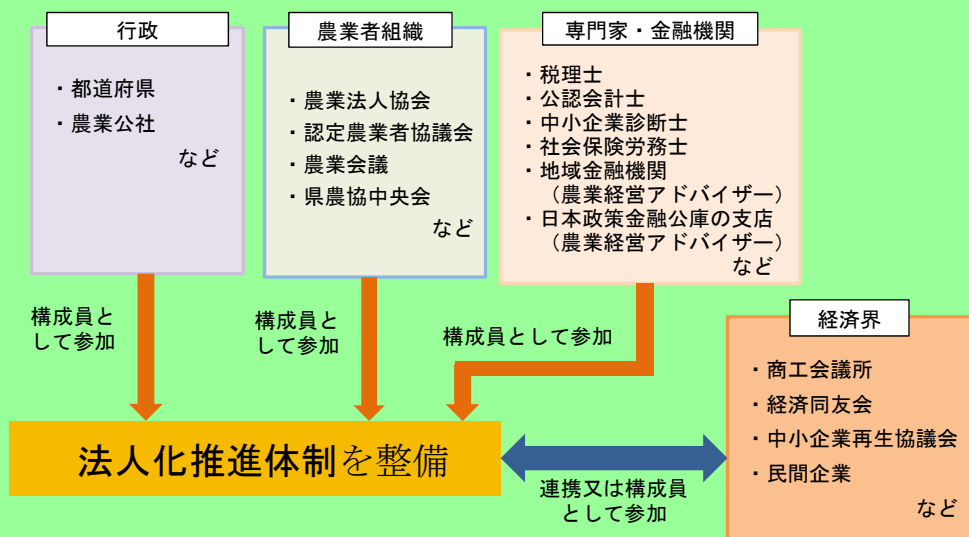
目標：今後10年間で法人経営体数（平成26年時点で15,300法人）を平成22年比約4倍の50,000法人とする。

法人化推進体制の整備

（委託費、補助率：定額、1／2、委託先、事業実施主体：都道府県等）

都道府県段階において、法人化推進体制を整備し、税理士や中小企業診断士など法人化・経営継承に関する専門家派遣、セミナー・研修会の開催、相談窓口の設置等の取組等を推進。

〔都道府県段階での推進体制のイメージ〕



農業経営の法人化等の支援

（補助率：定額、事業実施主体：市町村）

集落営農・複数個別経営の法人化（定額40万円）や集落営農の組織化（定額20万円）に要する経費等を支援。

農業経営の質の向上促進

（委託費、委託先：民間団体）

- ① 農業経営データ管理の仕組みの構築
（法人等自らの経営管理の向上、事業性評価に基づく融資の推進）
- ② 雇用就農者のキャリアアップの促進
（法人等の組織的経営力の向上）
- ③ 農業界と経済界の人材のマッチング
（農業法人等と他産業での経験を有する人材とのマッチング）

22 新規就農・経営継承総合支援事業

【22, 853 (19, 479) 百万円】

対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.8歳（平成26年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、青年新規就農者数（定着ベース）を倍増させ、世代間バランスのとれた農業就業構造にしていく必要があります。
- ・新規就農し定着する青年農業者を倍増するため、新規就農のための支援策を総合的に講じる必要があります。

政策目標

新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後（平成35年まで）に40代以下の農業従事者を40万人に拡大

<主な内容>

1. 青年就農給付金事業

14, 987 (12, 245) 百万円

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

2. 農の雇用事業

7, 228 (6, 734) 百万円

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等を支援するとともに、雇用した新規就業者の新たな法人設立・独立に向けた研修を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 新規就農者育成支援事業〔新規〕

638 (―) 百万円

新規就農者の育成を支援するため、以下の取組を促進します。

- ・経営力・技術力の習得を図る農業教育機関等のレベルアップと、優れた経営感覚を備えた農業経営者の育成のための研修の実施（就農希望者の経営力養成研修や県農大の経営指導力向上研修の実施等）
- ・新規就農者の地域で孤立しがちな状況等を解消し、確実に定着してもらうための取組（市町村内での相談体制の整備や新規就農者間の交流会の開催）
- ・農業大学校・農業高校の新規学卒者や農業への転職を希望する他産業従事者等を実際の就農に結び付ける取組（就農相談会等の開催）

補助率：定額、1/2
事業実施主体：都道府県、民間団体

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]

新規就農・経営継承対策の全体像

新規就農・経営継承総合支援事業 平成28年度予算概算要求額【229(195)億円】

	就農準備	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農	
所得の確保	青年就農給付金 (準備型) 県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける場合、原則45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について年間150万円を最長2年間給付 ○ 研修終了後1年以内に就農しなかった場合、給付期間の1.5倍(最低2年)以上の就農を継続しない場合は全額返還 ○ 研修終了後1年以内に親元就農する者も対象とするが、5年以内に経営を継承するか又は共同経営者にならない場合は全額返還	法人側に対する 農の雇用事業 ・ 法人に就職した青年に対する研修経費として法人に対し、年間最大120万円を最長2年間助成 ・ 雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修経費として、法人に対し、年間最大120万円を最長4年間助成 ※3年目以降は最大60万円	青年就農給付金 (経営開始型) 人・農地プランに位置付けられている原則45歳未満の認定新規就農者等に対し、年間最大150万円を最長5年間給付(平成27年度以降の新規給付対象者から、前年の所得に応じて給付金額を変動) ○ 市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ○ 親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象 ○ 農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の給付期間中に所有権移転しない場合は全額返還	農業法人等の 次世代経営者の育成 (農の雇用事業) 法人等の職員を次世代経営者として育成するための派遣研修の経費として、月最大10万円を最長2年間助成
技術・経営力の習得	農業教育機関等の レベルアップ 就農希望者の経営力養成研修や県農大の経営指導力向上研修の実施等	新規就農者の定着を確実なものにするための取組 市町村内での相談体制の整備、新規就農者間の交流会		トッププロを目指す 経営者育成のための 研修 農業経営者の経営力を高めるための研修の実施
就農定着に向けた諸課題の解決	就農希望者を実際の就農に 結びつける取組 就農相談会等			
機械・施設の導入			青年等就農資金(無利子) 経営体育成支援事業	スーパーL資金

(注) 上記のほか、農地の確保に関し、市町村における人・農地プランへの位置付け、農地中間管理機構の活用等がある。

が新規就農・経営継承総合支援事業で実施する内容 (そのうち、

(網掛け)

が新規就農者育成支援事業(平成28年度新規)で実施する内容)

23 事業性評価融資の推進 [新規]

【事業性評価融資推進事業 950（一）百万円】

対策のポイント

事業性評価に基づく融資審査を推進することにより、経営展開の節目に必要な資金が円滑に融通されるようにします。

<背景／課題>

- ・農業の成長産業化のためには、次代を担う競争力ある担い手の確保・育成が不可欠であり、そのためには、個々の農業者の経営能力や将来性を見極めて、その成長発展に必要な取組を資金面から強力に支援することが必要です。
- ・農地中間管理機構を通じた借地による経営規模の拡大が進む中、担保がなくとも、経営展開に必要な資金が金融機関から円滑に融通される仕組みが必要です。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

（株）日本政策金融公庫と民間金融機関が協調して、農業者の事業性に重点を置いた審査を行い、新たな事業分野への進出や規模拡大など経営展開の節目に必要な資金を、担保の充足や保証人の有無にかかわらず円滑に供給する※とともに、目標達成に向け濃密なコンサルティングを実施し、計画実現を強力にサポートする体制を整備します。

国は、このために必要な出資金及び補助金等を、（株）日本政策金融公庫及び農業信用基金協会等に交付します。

※ 融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみにより融資

1 事業性評価融資の内容

（１）対象者

認定農業者等

（２）対象資金

公庫資金（スーパーＬ資金等）、民間資金

（３）取扱金融機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄にあっては沖縄振興開発金融公庫）、民間金融機関（原則として両者による協調融資）

2 事業実施主体

（株）日本政策金融公庫、（独）農林漁業信用基金、農業信用基金協会

	補助率：定額
（株）日本政策金融公庫出資金：	878百万円
（独）農林漁業信用基金交付金：	50百万円
農業信用基金協会補助金：	22百万円

[お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2167）]

24 担い手への金融支援事業 (スーパーL資金の金利負担軽減措置)

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 7, 0 8 6 (7, 2 6 1) 百万円の内数】

対策のポイント

スーパーL資金の金利負担軽減措置を実施し、規模拡大等に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

<背景／課題>

農業者の高齢化、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない地域が多数存在している中で、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決に向け、経営規模の拡大等に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要です。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者

2. 借入条件等

(1) 対象資金

スーパーL資金

(2) 借入限度額

個人： 3億円（複数部門経営等は6億円）

法人： 10億円（常時従事者数に応じ20億円）

(3) 償還期限

25年以内（うち据置期間10年以内）

(4) 28年度融資枠

1,000（1,000）億円

(5) 金利負担軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化

3. 事業実施主体

民間団体

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）

[お問い合わせ先：経営局金融調整課 （03-6744-2165）]

25 農業共済関係事業（農業災害補償制度）

【88,823（89,023）百万円】

対策のポイント

農業災害補償法に基づき、農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を、保険の手法により補填し、農業経営の安定を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国の農業は、風水害、冷害等種々の農業災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・このため、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填することで、農業経営の安定を図り、国民に対して食料を安定的に供給することは国の重大な責務です。

政策目標

共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営の安定を確保
（水稻、麦は、共済金が年内に支払われた農業者数の割合、その他の品目（果樹、畑作物等）は、共済金の支払に係る国などの事務を30日以内に行う割合を100%とする。）

<主な内容>

1. 共済掛金国庫負担金 50,110（50,110）百万円
農業者が支払うべき共済掛金の約1／2を国庫が負担します。

補助率：1／2
補助率1／2以外のもの
農作物共済（麦）：50～55%
家畜共済（豚）：40%
畑作物共済（蚕繭以外）：55%
事業実施主体：農業共済団体等

2. 農業共済事業事務費負担金 38,225（38,425）百万円
農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を負担します。

補助率：定額
事業実施主体：農業共済団体

お問い合わせ先：
1の事業 経営局保険課 (03-3502-7337)
2の事業 経営局保険監理官 (03-3591-5009)

26 女性の活躍推進

対策のポイント

地域農業の計画づくりへの女性参画の要件化や女性による事業活用の促進等により、女性が能力を発揮し活躍できるよう支援します。

<背景／課題>

- ・女性農業者は、地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っており、農林水産業の成長産業化へ向けて、その能力が一層発揮されるよう支援していく必要があります。
- ・「女性が輝く社会づくり」を目指して策定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」及び「女性活躍加速のための重点方針2015」を踏まえ、女性農林漁業者による事業活用の促進等を通じて女性の活躍を推進することが求められています。

政策目標

女性農林漁業者の活躍の推進

<主な内容>

1. 「人・農地プラン」の企画・立案段階からの女性の参画促進

担い手や地域農業の在り方等を定めた「人・農地プラン」の検討に当たって、女性農業者が概ね3割以上参画することとします。

2. 地域農業の活性化などにチャレンジする女性への支援

55,355百万円の内数

女性による活用が望まれる経営体向け補助事業について、女性農林漁業者のネットワーク等を通じて周知徹底を図るとともに、女性や女性グループが積極的に採択されるよう配慮します。

【主な事業】

○ 輝く女性農業経営者育成事業

120(120)百万円

次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援します。

また、「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰し、女性が活躍する先進的取組を全国に広げます。

○ 経営体育成支援事業

3,957百万円の内数

女性農業者グループも含め、地域の担い手が経営発展等を図るために必要な農業用機械、施設の導入を通じた経営改善に向けた取組を支援します。

○ 6次産業化支援対策

2,902百万円の内数

女性や女性グループが6次産業化ネットワークのメンバーとなって、女性の視点を活かして実施する新商品開発や販路開拓等の取組を支援します。

※ この他の事業においても、女性の取組促進に配慮した措置を講じます。(次ページ参照)
[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6600)]

チャレンジする女性への支援のための施策

総額 55,355百万円の内数

女性農林漁業者の活躍推進を支援するもの

事業名	事業内容	平成28年度予算 概算要求額
輝く女性農業経営者育成事業	次世代リーダーとなりうる女性経営者の育成及び農業で新たなチャレンジを行う女性の経営発展を支援し、女性の活躍を発信。	120百万円
多様な担い手育成事業	女性の林業への参入・定着を促進するため、林業体験の実施や女性林業従事者のネットワーク構築、女性が働きやすい環境づくり指導等を支援。	72百万円 の内数
沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業	漁村の女性の資質向上のための研修・情報交換等を実施。また、漁村の女性が取り組む漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動を支援。	29百万円 の内数

女性農業者等が積極的に採択されるよう配慮等するもの

女性農業者等が事業に応募した場合等に、採択ポイントの加算や要件緩和を行うもの

事業名	事業内容	平成28年度予算 概算要求額
経営体育成支援事業	地域の担い手が経営発展等を図るために必要な農業用機械、施設の導入を支援。 〔 農業経営の多角化等に取り組む女性農業者グループ等も助成対象。 〕	3,957百万円 の内数
強い農業づくり交付金	国産農畜産物の安定供給・輸出拡大のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援。 〔 女性が活躍しやすい部門である農産物加工に必要な施設整備については、女性が主体の取組の場合に、面積と下限事業費の要件緩和。 〕	34,511百万円 の内数

女性の活躍推進に資する環境整備等を支援するもの

6次産業化支援対策 〔 6次産業化ネットワーク活動交付金 6次産業化サポート事業 〕	農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等を支援。また、農林漁業者等からの求めに応じて6次産業化プランナーを派遣し、具体的なアドバイスを実施。 〔 女性や女性グループが6次産業化ネットワークのメンバーとなって、女性の視点を活かして実施する新商品開発や販路開拓等の取組を支援。 〕	2,902百万円 の内数
産地活性化総合対策事業のうち生産システム革新推進事業のうち農作業安全総合対策推進事業	農作業事故の防止に向け、農業者一人一人に対して効果的に訴えかけ、安全意識を高めていく取組を支援。 〔 女性等が安全に活躍できる環境づくりを図るため、専門家等が、農業者一人一人の安全意識を効果的に高める手法を検討し、啓発資料を作成して全国での声かけ等の啓発活動の手法を確立する取組を通じて、農作業時における事故を未然に防ぐ取組を支援。 〕	107百万円 の内数
都市農村共生・対流総合対策交付金	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援。 〔 「食」を活かしたグリーン・ツーリズムなど、女性が中心となった都市と農山漁村の共生・対流につながる取組（地元食材を活用した新商品の開発・販売、農家レストラン、農家民宿等）を支援。 〕	2,050百万円 の内数
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を支援。 〔 女性等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設及び付帯施設整備（地域住民活動支援促進施設）を支援。（計画申請時に、女性の参画促進に向けた取組方針又は取組の有無を確認） 〕	6,250百万円 の内数
強い水産業づくり交付金（産地水産業強化支援事業）	産地における水産業の強化に必要な施設等の整備を支援。 〔 女性等の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援。 〕	5,325百万円 の内数
漁協系統経営・組織力基盤強化促進事業	漁協等の役職員の人材育成を支援。 〔 漁協等の役職員として活躍している女性等のスキルアップを支援。 〕	32百万円 の内数

関連対策（女性農業者等の参画に配慮）

- 人・農地問題解決加速化支援事業（人・農地プランの見直し支援事業）
人・農地プランの検討に当たって、検討会のメンバーの概ね3割以上は女性農業者で構成することが要件。
- 中山間地域等直接支払制度
中山間地域等における農業生産活動の継続への支援について、交付単価の10割の交付を受けるための要件の一つとして、新たに女性・若者等の参画を得ることを位置づけ。
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画すること等が要件。

27 収入保険制度検討調査費

【257（456）百万円】

対策のポイント

農業経営の安定のための新たなセーフティネットとして、収入保険制度の導入に向けた検討を進めるための調査を行います。

<背景／課題>

- ・ 農業経営の安定を図るためのセーフティネットとしては、加入者の負担を前提とする保険の仕組みが有力な手法のひとつです。
- ・ 現行の農業共済は、自然災害等による収量減少を対象としており、価格低下は対象としていません。また、収量減少を把握することができることを前提としているため、対象品目が限定されており、農業経営全体をカバーしていません。
- ・ このため、農業経営全体に着目し、価格低下を含めた収入減少を補填する収入保険制度の導入に向け、調査・検討を進めていく必要があります。
- ・ なお、収入保険制度の導入のためには、過去のデータを踏まえた保険料・保険金等の水準設定や、制度の実施方法等につき十分な検討が必要です。

政策目標

農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入

<主な内容>

農業経営の安定のための新たなセーフティネットとして、収入保険制度の導入に向けた調査を行います。

- ・ 保険料や保険金等の水準設定などに必要な過去の農業者の収入データの収集
- ・ 平成27年産を対象に、制度の実施方法等を検証するための事業化調査（フィージビリティスタディ）の実施（平成26年中に加入し、平成28年に納税申告）等

（ 委託費
委託先：民間団体等 ）

[お問い合わせ先：経営局保険課 （03-3502-7337）]

28 農協監査・事業利用実態調査 [新規]

【156（一）百万円】

対策のポイント

農協が公認会計士監査へ移行した場合の負担を明らかにするための調査や、農協の准組合員の事業利用規制の在り方に関する実態調査を行います。

<背景／課題>

- ・ 今般の農業協同組合法の改正により、平成31年度から、農協の監査は、全国農協中央会による監査から、公認会計士による監査に移行することとされ、その際、政府は、農協の実質的な負担が増加することがないように配慮することとされています。
- ・ また、この改正法において、政府は、5年間調査を行った上で、准組合員の組合の事業利用に関する規制の在り方について、検討を加え、結論を得ることとされています。

政策目標

- 農協の公認会計士監査制度への円滑な移行
- 准組合員の組合の事業利用に関する規制の在り方について、検討し結論を得ること

<主な内容>

1. 農協の監査費用に関する調査

126（一）百万円

監査法人等が農協の事業内容等を調査し、実際の監査に要する人数、日数等を見積もることにより、農協が公認会計士監査を受ける場合の費用を試算するとともに監査費用を左右する要因等を分析します。

（ 委託費
委託先：民間団体等 ）

2. 准組合員の事業利用規制の在り方に関する調査

30（一）百万円

准組合員の事業利用規制の在り方に関する1年目（5年間実施）の実態調査を行います。

（ 委託費
委託先：民間団体等 ）

[お問い合わせ先：経営局協同組織課 （03-6744-2164）]

29 畜産・酪農の収益性向上

【35,441(7,591)百万円】

対策のポイント

生産基盤の強化のため、高収益畜産への転換、生産性向上、畜産環境問題への対策等を進めることにより、畜産・酪農の収益性向上を図ります。

<背景／課題>

- ・畜産・酪農においては、配合飼料価格が高水準で推移し、高齢化や離農により、農家戸数や飼養頭数が減少しており、「酪農及び肉用牛の近代化を図るための基本方針」等でも示されているとおり、生産基盤の強化が最優先課題となっています。特に、繁殖雌牛の増頭、酪農生産基盤の強化、飼料の増産については、緊急に対応すべき課題です。
- ・これらを解決するためには、畜産農家をはじめとして、地域に存在する畜産関係者が有機的に連携・結集し、畜産クラスターの仕組みを活用して地域ぐるみで収益性を向上させる取組を進めることが重要です。
- ・また、国産畜産物の需要創出による新たな市場獲得に向けた取組等を進めることも重要となっています。

政策目標

- 生乳の生産量（745万t（平成25年度）→750万t（平成37年度））
- 牛肉の生産量（51万t（平成25年度）→52万t（平成37年度））
- 豚肉の生産量（131万t（平成25年度）→131万t（平成37年度））
- 鶏卵の生産量（252万t（平成25年度）→241万t（平成37年度））

<主な内容>

1. 高収益型畜産体制（畜産クラスター）構築事業 141(76)百万円
地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスターの推進のため、地域における連携をコーディネートする人材の育成、新たな取組の効果を実証するための調査・分析などを支援します。

〔補助率：定額〕
事業実施主体：民間団体

2. 畜産収益力強化対策 35,000(7,515)百万円

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産組織）の収益性の向上や畜産環境問題への対応に必要な機械のリース整備、施設整備、家畜の導入を支援します。

〔補助率：1／2以内〕
事業実施主体：民間団体

3. 国産畜産物の新たな市場獲得のための技術開発促進事業[新規]

300(－)百万円

国産畜産物を活用した新商品（生ハム、ソーセージ、鶏肉・鶏卵加工品、チーズ等）の開発を可能とする製造加工技術の開発等を支援します。

〔補助率：定額、1／2以内〕
事業実施主体：民間団体

[平成28年度予算概算要求の概要]

(関連対策)

事業性評価融資推進事業[新規]

950(一)百万円

経営力のある農業経営者が担保余力や保証人がなくとも必要な資金(畜産クラスター計画の下で施設整備、肉用牛繁殖雌牛の増頭対策などを含む。)の融資を受けやすくなるよう、事業性の評価に重点を置く融資スキームの構築を支援します。

補助率：定額
(株)日本政策金融公庫出資金：878百万円
(独)農業漁業信用基金交付金：50百万円
農業信用基金協会補助金：22百万円

お問い合わせ先：

1、2の事業(関連対策を含む)

生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

3の事業のうち

牛乳乳製品について 生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)

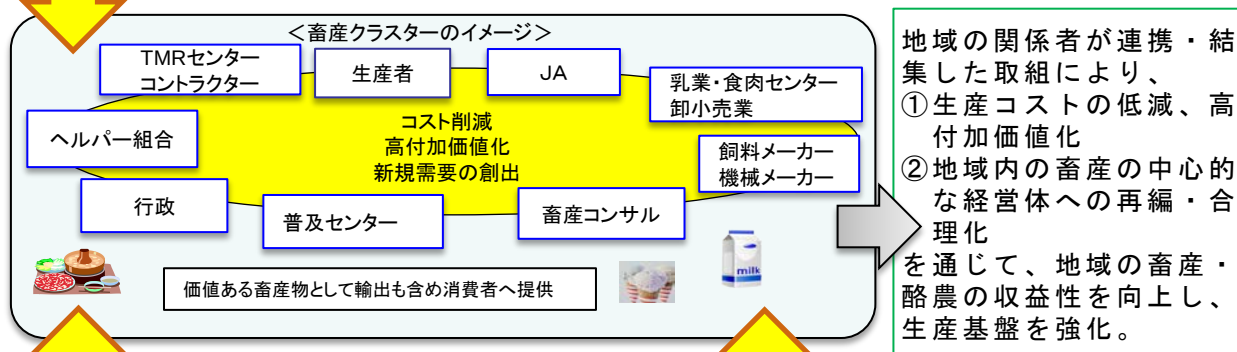
食肉鶏卵等について 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

畜産・酪農の収益性向上

高収益型畜産体制構築事業

- 地域における連携をコーディネートする人材の育成、新たな取組の効果を実証するための調査・分析などを支援

実証成果を全国的に普及



畜産収益力強化対策

畜産収益力強化支援事業

- 中心的経営体の収益性の向上等に必要な機械のリース整備を支援

- ・補助率1/2以内
- ・個別経営体も対象



地域の収益性向上のための畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体

- ・畜産農家
- ・新規参入者
- ・飼料生産組織



搾乳ロボット



えさ寄せロボット



飼料収穫機

畜産競争力強化整備事業

- 中心的経営体の収益性の向上等に必要な施設整備、家畜の導入を支援

- ・補助率1/2以内
- ・個別経営体も対象

(法人経営、法人化の計画を有している家族経営)



家畜飼養管理施設



飼料調製施設



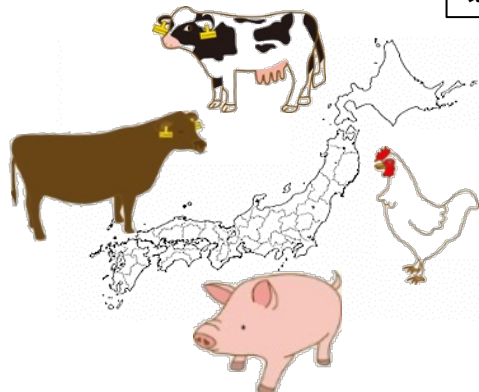
畜産環境対策施設

(※公社等が整備し、中心的な経営体に貸し付ける場合も含む)

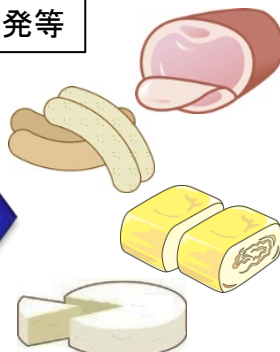
国産畜産物の新たな市場獲得のための技術開発促進事業

- 国産畜産物を活用した新商品開発を可能とする製造加工技術の開発等を支援

新商品開発に必要な技術開発等



国産畜産物を活用



新たな市場獲得

生ハム、ソーセージ、鶏肉・鶏卵加工品、チーズ等

30 畜産・酪農の生産力強化

【2, 568（258）百万円】

対策のポイント

酪農経営における受精卵移植・性判別技術等を活用した和牛主体の肉用子牛の生産拡大及び優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛繁殖経営におけるICT等の新技術を活用した繁殖性の向上等の取組や研究開発により、畜産・酪農の生産力強化を図ります。

<背景／課題>

- ・ 大家畜経営の高齢化・離農等による生産基盤の縮小が懸念される中、
 - ① 和牛繁殖経営においては、繁殖成績の低下等により、和子牛の生産が減少し、
 - ② 酪農経営においても、交雑種の生産が増加する一方で、乳用種後継雌牛が減少しています。
- ・ このため、畜産・酪農の生産力を強化するためには、和牛繁殖経営の繁殖性の向上と和牛主体の肉用子牛の生産拡大や肥育経営のコスト削減による経営改善、優良な乳用種後継雌牛の確保等を通じた酪農経営の収入増を推進していくことが必要です。

政策目標

- 生乳の生産量（745万t（平成25年度）→750万t（平成37年度））
- 牛肉の生産量（51万t（平成25年度）→52万t（平成37年度））

<主な内容>

1. 畜産・酪農生産力強化対策事業[新規] 1, 976（－）百万円

（1）酪農経営改善対策

酪農経営における和牛主体の肉用子牛の生産拡大や優良な乳用種後継雌牛の確保等を進めるため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援します。

- ① 和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大、性判別受精卵・精液を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保等の経営改善に向けた計画的な取組
- ② 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- ③ 性判別精液生産機器等の導入
- ④ 受精卵移植技術の高位平準化のための実技研修会等の開催

（2）肉用牛繁殖性向上対策

畜産クラスター計画に基づき、和牛繁殖経営におけるICT等の新技術を活用した繁殖性の向上等を図るための取組（発情発見装置の導入等）を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体、生産者集団等）

2. 和牛・生乳の生産拡大を支える研究開発（委託プロジェクト研究）

593（258）百万円

分娩後の卵巣・子宮機能の早期回復、精液の高品質化を通じた受胎率の向上、泌乳量の平準化を通じた生涯乳量の向上等のための技術開発を推進します。

（生産現場強化のための研究開発（受胎率向上のための研究開発）
（酪農の生産性向上・省力化のための技術開発）
委託費
委託先：民間団体等）

（お問い合わせ先：
1の事業 生産局畜産振興課（03-6744-2587）
2の事業 技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）
（03-3502-2549））

畜産・酪農の生産力強化

1. 畜産・酪農生産力強化対策事業〔新規〕

- 和牛繁殖経営においては、高齢化の進展や繁殖成績の低下等により和子牛の生産が減少しており、酪農経営においても、交雑種の生産が増加する一方で、乳用種後継雌牛が減少
- このため、受精卵移植・性判別技術等を活用し、和子牛の生産拡大等及び優良な乳用種後継雌牛の効率的な確保を図る取組等を推進

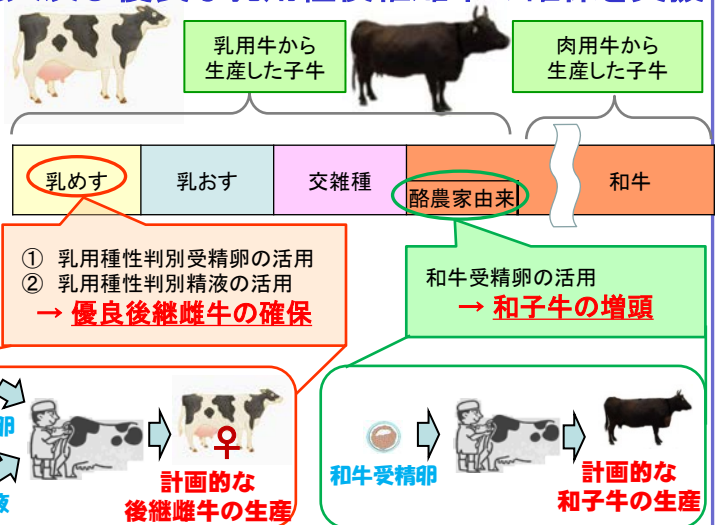
■ 和牛主体の肉用子牛の生産拡大及び優良な乳用種後継雌牛の確保を支援

- 和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大、性判別受精卵・精液を活用した優良後継雌牛の確保等の経営改善に向けた計画的な取組

補助率1/2以内。ただし、

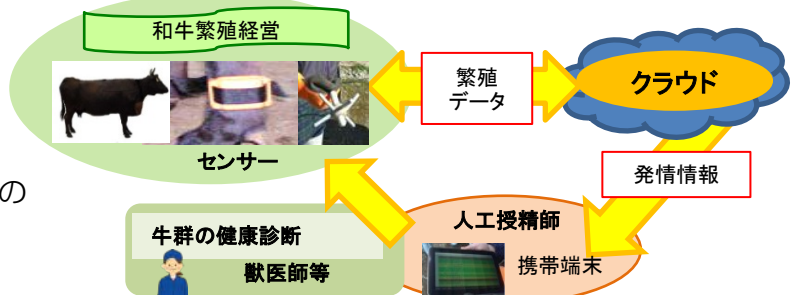
- ・乳用牛性判別受精卵：1頭当たり上限100,000円
- ・乳用牛性判別精液：1頭当たり上限6,000円
- ・和牛受精卵：1頭当たり上限70,000円

- 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- 性判別精液生産機器等の導入
- 受精卵移植技術の高位平準化のための実技研修会等の開催



■ ICT等を活用した繁殖性の向上等を図るための取組を支援

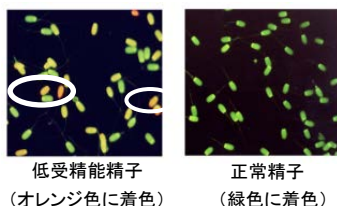
- 繁殖雌牛の歩数や体温等から人工授精の適期等を判断するための機器の導入
- 人工授精に関する情報等をクラウド上に蓄積し、飼養管理の改善・指導に活用



2. 和牛・生乳の生産拡大を支える研究開発(委託プロジェクト研究)〔拡充〕

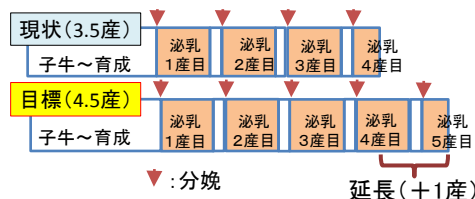
■ 分娩後の繁殖機能の早期回復、受胎率の向上、生涯乳量向上等のための研究開発を推進

- 高い受精能力を有する精液をより高精度に判別する技術の開発



- 泌乳前期の過度な泌乳を抑制して乳牛の健全性を高め、泌乳期間を延長する技術の開発

乳用牛の泌乳期間の延長(平均1産の増加)



31 自給飼料の生産拡大

【17, 147 (13, 855) 百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景／課題>

- ・畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛生産で約4割、養豚及び養鶏で約6割となっており、飼料価格、特に濃厚飼料原料の大宗を占める輸入穀物の価格動向は、畜産経営に大きく影響します。
- ・我が国の畜産・酪農の競争力を強化するためには、輸入飼料依存から脱却し、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率を高め、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立していくことが重要です。

政策目標

- 飼料自給率の向上（26%（平成25年度）→40%（平成37年度））
- 飼料作付面積の拡大（89万ha（平成25年度）→108万ha（平成37年度））

<主要内容>

1. 飼料増産総合対策事業 1, 662 (1, 055) 百万円
(1) 草地生産性向上対策 290 (290) 百万円

- ① 草地の生産性向上を図るための草地改良
- ② 新品種等の優良飼料作物種子の活用促進
- ③ 飼料生産組織（コントラクター等）の飼料生産技術者の資質向上
- ④ 配合飼料給与量を低減させる粗飼料や濃厚飼料原料（イアコーン等）の国内生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証
- ⑤ 地域の大家畜生産のハブとしての公共牧場の機能強化等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内、1／3以内）
事業実施主体：農業者集団、民間団体

- (2) 草地難防除雑草駆除対策[新規] 651 (一) 百万円

従来の草地改良では防除が難しい難防除雑草の駆除を集中的に実施するため、難防除雑草駆除計画を策定し、その計画に基づく高位生産草地への転換（除草剤散布、耕起、砕土、整地、施肥、土壌改良資材投入、優良品種の導入（畑作物を除く）等による施工）の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体

- (3) 国産粗飼料増産対策 551 (595) 百万円

- ① コントラクター等が地域の飼料生産の担い手として機能の高度化を図るため、国のガイドラインの方向に即し、飼料生産作業の集積等により生産機能の強化を図る取組
- ② コントラクター等による青刈りとうもろこしなどの栄養価の高い良質な粗飼料（高栄養粗飼料）の作付・利用拡大の取組
- ③ 省力化・低コスト化を図るため地域一体となった放牧の取組等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内、1／3以内）
事業実施主体：農業者集団、民間団体

(4) エコフィード増産対策事業

170(170)百万円

エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進、地域の関係者との連携による食品残さ等の飼料利用体制の構築、活用が進んでいない食品残さを原料としたエコフィードの増産等を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：農業者集団、民間団体

2. 飼料生産型酪農経営支援事業

6,955(6,581)百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付します。

また、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した面積に応じて、交付金を追加交付(3万円/1ha)します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者

3. 草地関連基盤整備<公共>

8,531(6,219)百万円

農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための大型機械体系に対応した効率的な飼料生産基盤の整備を支援します。

離農農家の草地の円滑な継承を図るため、草地改良と併せて行う施設用地確保のための離農施設の撤去や、牧柵の除去等の簡易な基盤整備等を支援します。

農業農村整備事業(草地関連基盤整備)
補助率：1/2等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人等

お問い合わせ先：
1の事業 生産局畜産振興課 (03-3502-5993)
2の事業 生産局畜産企画課 (03-3502-0874)
3の事業 生産局畜産振興課 (03-6744-2399)

自給飼料の生産拡大

国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立。

飼料増産総合対策事業

- 生産性向上のための草地改良、自給飼料生産技術向上（国産濃厚飼料原料（イアコーン等）の生産・給与技術の実証）等を支援
- 従来の草地改良では防除が難しい難防除雑草の駆除を集中的に実施するため、難防除雑草駆除計画に基づき行う、高位生産草地への転換を支援
- 飼料生産作業の集積によるコントラクター等の生産機能等の高度化、省力化・低コスト化を図るための地域一体となった放牧の取組等を支援
- エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化促進、食品残さ等の飼料利用体制構築、エコフィードの増産等を支援



改良後の草地



濃厚飼料原料の生産給与技術の実証



難防除雑草駆除対策の実施



コントラクター等機能高度化



放牧の推進



エコフィード利用畜産物の差別化

補助率：定額、1/2以内、1/3以内等

飼料生産型酪農経営支援事業

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、



- 飼料作付面積に応じて、交付金を交付
- 輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した面積に応じて、交付金を追加交付

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a／頭、都府県で10a／頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価[二作目、契約栽培の面積も対象]

- 飼料作付面積 1.5万円／1ha
- 飼料作付面積の拡大 3万円／1ha(追加交付)

草地関連基盤整備＜公共＞

- 農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための大型機械体系に対応した効率的な飼料生産基盤の整備を支援

32 畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 170, 813 (170, 838) 百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<背景／課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

政策目標

- 生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万t (平成25年度) → 131万t (平成37年度))
- 鶏卵の生産量 (252万t (平成25年度) → 241万t (平成37年度))

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向け生乳)について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填等を行います。

加工原料乳生産者補給金 (所要額) 31, 068 (31, 068) 百万円
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続
国産乳製品供給安定対策事業 475 (500) 百万円
補助率: 定額、3/4以内、1/2以内
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体

(関連対策)

飼料生産型酪農経営支援事業 6, 955 (6, 581) 百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付します。

また、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した面積に応じて、交付金を追加交付(3万円/1ha)します。

補助率: 定額
事業実施主体: 都道府県協議会、生乳生産者

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金 (所要額) 21, 296 (21, 296) 百万円
肉用牛繁殖経営支援事業 (所要額) 15, 877 (15, 877) 百万円
補助率: 定額、3/4以内
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。(一部の県において地域算定を実施します。)

肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業
(所要額) 86,942(86,942)百万円
補助率: 定額、3/4以内
事業実施主体: (独)農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者

4. 養豚経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業 (所要額) 9,966(9,966)百万円
補助率: 定額、1/2以内
事業実施主体: (独)農畜産業振興機構、肉豚生産者

5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業 5,189(5,189)百万円
補助率: 定額、3/4以内、1/4以内
事業実施主体: 民間団体

(関連対策)

肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金[新規] 740(一)百万円

肥育経営の急激な資金不足に対応するため、(株)日本政策金融公庫に対して出資を行い、農林漁業セーフティネット資金の貸付けに当たって、無担保・無保証人化を措置します。

補助率: 定額
事業実施主体: (株)日本政策金融公庫

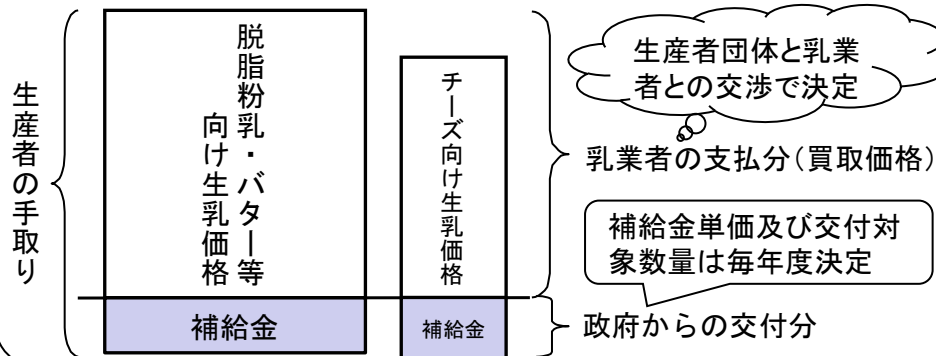
お問い合わせ先:
1の事業 生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
2、5の事業 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
3、4の事業(関連対策を含む) 生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

酪農の経営安定対策について

加工原料乳生産者補給金制度

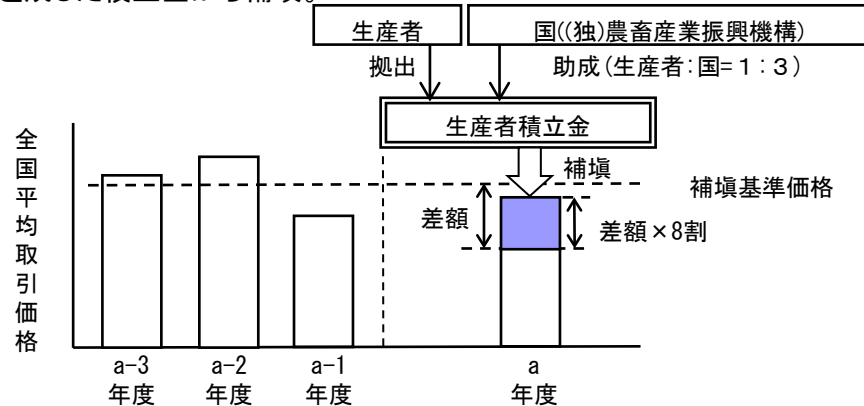
加工原料乳地域（北海道）の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。

27年度：脱脂粉乳・バター等向け：単価12.90円/kg、交付対象数量：178万トン
チーズ向け：単価15.53円/kg、交付対象数量：52万トン



加工原料乳生産者経営安定対策事業

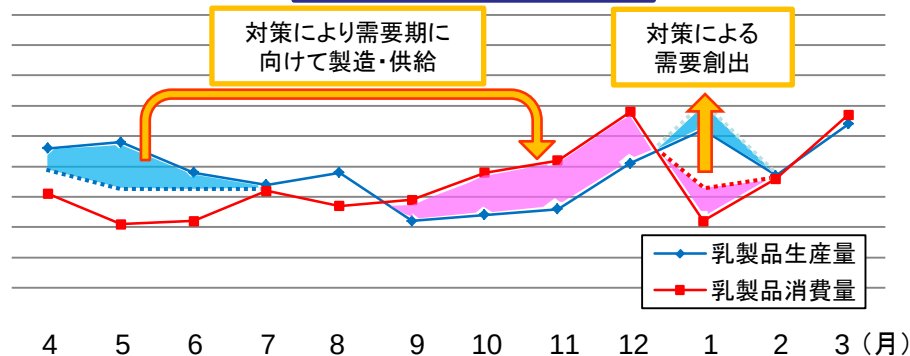
加工原料乳価格（脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳価格）が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。



国産乳製品供給安定対策事業

生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需用期の乳製品需要を創出する取組を支援。

乳製品製造経費の1/2を補助



飼料生産型酪農経営支援事業（関連対策）

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付。

また、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した面積に応じて、交付金を追加交付。

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a／頭、都府県で10a／頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価

- ・ 飼料作付面積 1.5万円／1ha
- ・ 飼料作付面積拡大 3万円／1ha(追加交付)

肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

肉用牛繁殖経営対策

(子牛価格)

発動基準

肉用牛繁殖経営支援事業

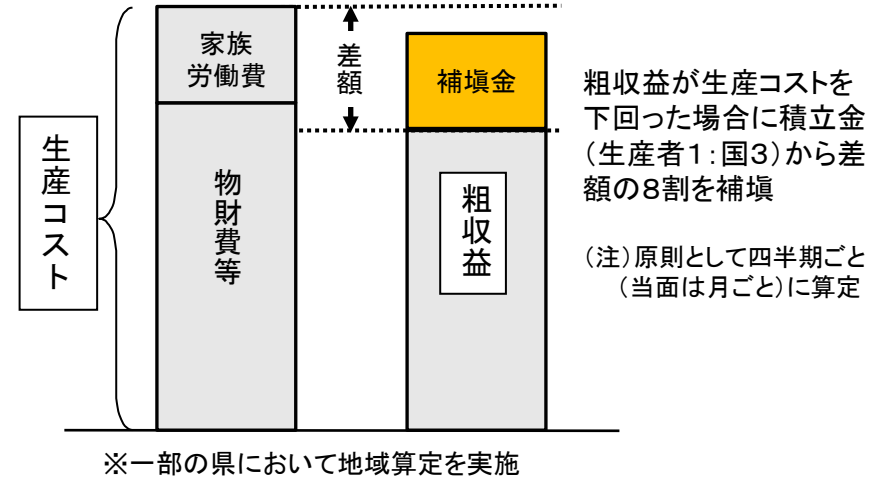
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

保証基準価格

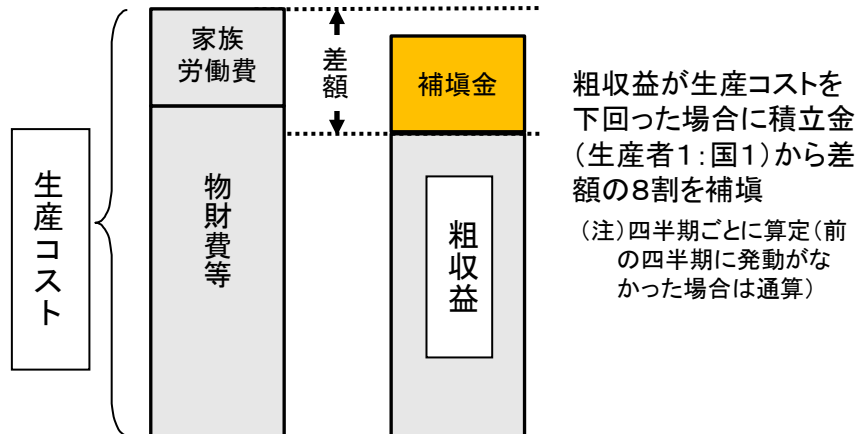
肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付

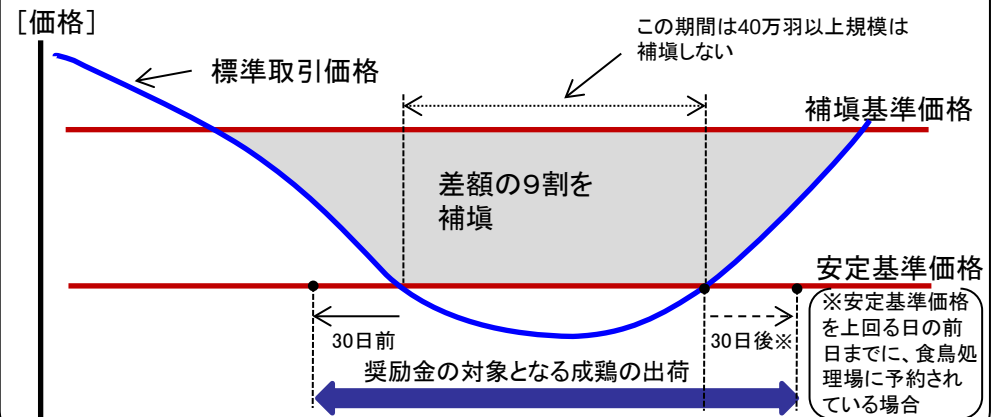
肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業



養豚経営安定対策事業



鶏卵生産者経営安定対策事業



33 6次産業化等による農林水産物・食品の 高付加価値化等の推進

【2,902(2,684)百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業成長産業化ファンドを積極的に活用するとともに、介護食品の取組を含めた医福食農連携など多様な異業種との連携強化による6次産業化の取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドによる出資や、医福食農連携など農林漁業者と多業種の事業者とのネットワーク形成等の取組を支援する必要があります。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(4.7兆円(平成25年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(1.9兆円(平成25年度)→3.2兆円(平成32年度))

<主な内容>

1. 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用(財投資金) 出資枠 150億円
貸付枠 50億円

(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じ、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携する取組に対して、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。

(事業実施主体:(株)農林漁業成長産業化支援機構)

2. 6次産業化支援対策 2,902(2,684)百万円

(1) 6次産業化ネットワーク活動交付金

地域の創意工夫により、農林漁業者と食品製造・流通業者等の多様な事業者が連携したネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を推進するため、以下の取組を実施します。

① 6次産業化戦略・構想の策定

都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融機関等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化戦略・構想を策定・更新する取組を支援します。

② 6次産業化プランナーの配置

都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、農林漁業者等による6次産業化の事業計画の作成等を支援する体制を整備します。

③ 6次産業化に取り組む人材育成研修の支援

都道府県又は市町村段階で、6次産業化に取り組む人材を育成するために行う、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための研修や6次産業化事業体等へのインターンシップ研修の取組を支援します。

④ 加工適性のある作物の導入支援

農林漁業者が新商品開発に向けて行う、加工適性のある作物を導入する際の技術習得、試験栽培等の取組を支援します。

⑤ 新商品開発・販路開拓、加工・販売施設整備等の支援

農林漁業者等による新商品の開発・販路開拓、六次産業化・地産地消法等の認定者による融資を活用した加工・販売施設整備等を支援します。

⑥ 地域ぐるみでの6次産業化の支援

市町村の6次産業化戦略・構想に沿って地域ぐるみで行う、新技術の実証、新商品の開発（学校給食のメニュー開発、インバウンド等需要向けの新商品の開発、新しい介護食品の開発等）、販路開拓（学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等）等の取組、加工機械等の整備を支援します。

（ 交付率：都道府県及び市町村へは定額
（事業実施主体へは定額、1/2以内、1/3以内、3/10以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等 ）

（2）6次産業化サポート事業

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、主に以下の取組を実施します。

① 広域で6次産業化に取り組む事業者向けの支援

広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するとともに、専門性の高いアドバイスを行うため、6次産業化中央サポートセンターによる6次産業化プランナーの選定・派遣について支援します。

② 商談会等開催支援

6次産業化事業者の販路拡大のための商談会等の開催を支援します。

③ 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進・情報提供支援

地域のモデルとなる6次産業化ネットワーク活動を全国的に展開していくため、情報交換会の開催や優良事例の収集・分析、実施モデルの作成、情報誌の発行等を支援します。

④ 6次産業化・新産業の創出促進

農林漁業者と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施について支援します。

⑤ 地場産食材を活用した栄養改善等の取組の推進

地場産食材を活用した栄養改善のための事業者の取組等を推進するため、優良事例の収集、研修会の開催、実態調査等を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

お問い合わせ先：

1、2（1）、（2）①～③の事業

食料産業局産業連携課 （03-6738-6473）

2（2）④の事業

食料産業局新事業創出課 （03-6738-6317）

2（2）⑤の事業

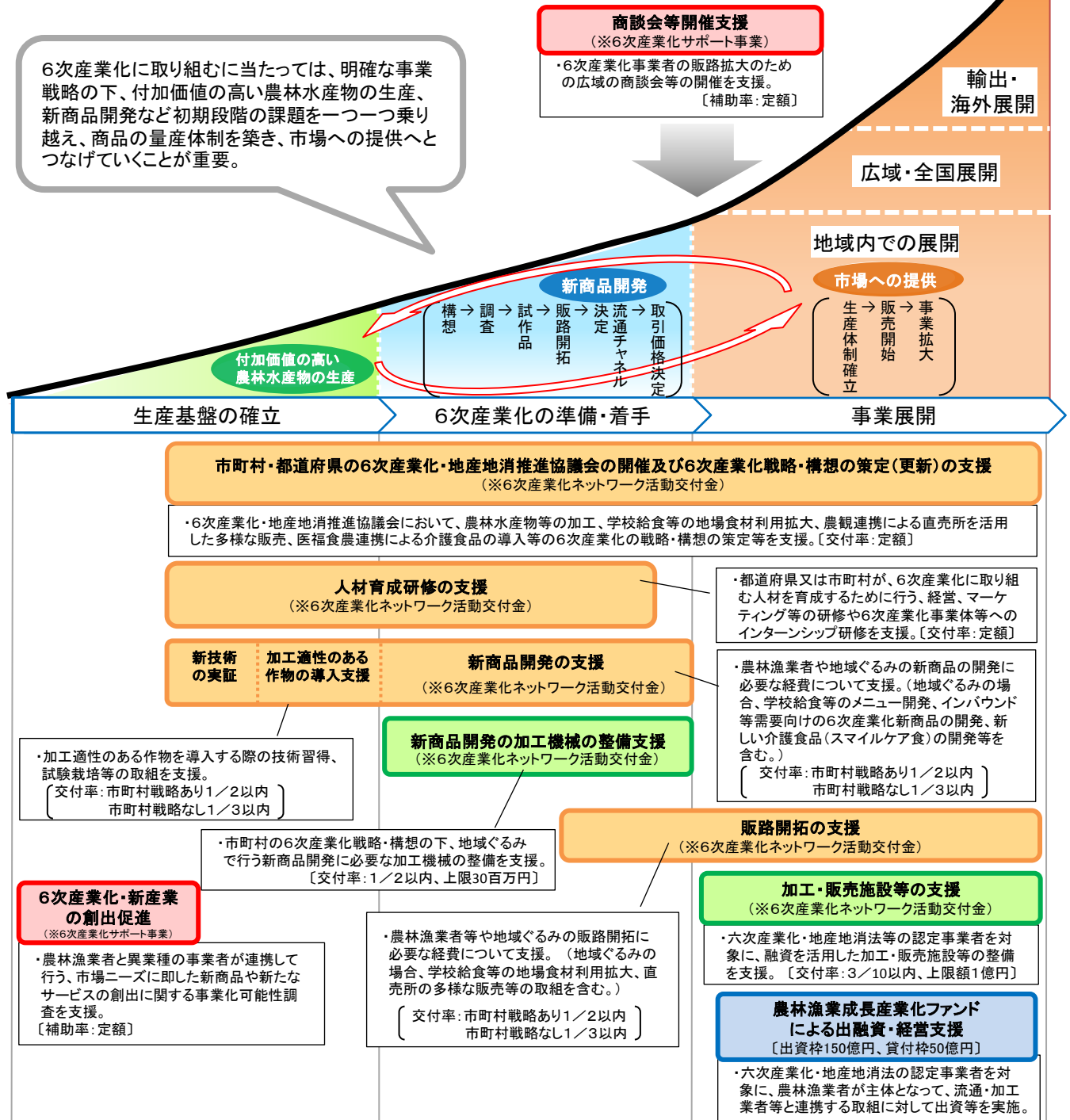
食料産業局食品製造卸売課 （03-6744-2249）

6次産業化支援対策等の概要

【平成28年度予算概算要求額：2,902(2,684)百万円】

- 地域の6次産業化戦略・構想の策定や地域ぐるみの6次産業化の取組を着実に進めるとともに、意欲ある農林漁業者の皆様が、明確な事業戦略の下で主体となって6次産業化に取り組めるよう、取組の発展段階に応じた明確な支援メニューを準備。

6次産業化に取り組むに当たっては、明確な事業戦略の下、付加価値の高い農林水産物の生産、新商品開発など初期段階の課題を一つ一つ乗り越え、商品の量産体制を築き、市場への提供へとつなげていくことが重要。



＜6次産業化プランナーによる事業の発展段階に応じたアドバイス＞

都道府県で取り組む事業者向けの支援
(※6次産業化ネットワーク活動交付金)

・6次産業化に取り組む農林漁業者等に対し、事業の発展段階に応じて6次産業化プランナーを個別に派遣し、アドバイスを実施。

広域で取り組む事業者向けの支援
(※6次産業化サポート事業)

＜全国的な普及推進活動＞

6次産業化ネットワーク活動の全国推進
(※6次産業化サポート事業)

・6次産業化の優良事例を収集・分析し、発表会やセミナーの開催を支援。

6次産業化情報提供支援
(※6次産業化サポート事業)

・各地の6次産業化の取組を紹介する情報誌「6チャンネル」の発行等を支援。

34 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

【471（423）百万円】

対策のポイント

薬用作物等の産地形成を加速化させるため、栽培実証ほ場の設置等のほか、事前相談窓口の設置や栽培技術の指導体制の確立に向けた取組を支援します。

<背景／課題>

- ・漢方薬等の原料となる薬用作物は、国内需要の拡大が見込まれていることから、産地と漢方薬メーカーとのマッチングの促進、栽培技術確立のための実証ほ場の設置、農業機械の改良等に対する支援を通じ、産地化を推進してきました。
- ・このような中、新たに産地化を検討する地域等では、常時相談できる相談窓口の設置や専門家による栽培技術指導など一体的・継続的に支援する体制整備が必要です。

政策目標

薬用作物の試験栽培等を通じて新たな産地を創出し、国内生産量を2倍に拡大（900トン（平成22年度）→1,800トン（平成30年度））

<主要内容>

1. 産地支援体制整備〔新規〕

新たに産地化を検討する地域等における産地形成を加速化するため、事前相談・マッチング窓口の設置や栽培技術指導の確立に向けた支援体制の整備を支援します。

2. 新産地等確立支援

- （1）地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種の選定や栽培マニュアルの作成
- （2）安定生産に資する栽培技術確立のための実証ほ場の設置
- （3）低コスト生産体制の確立に向けた農業機械の改良等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 厚生労働省
 - ・漢方薬メーカーの需要情報の取りまとめ、提供
 - ・薬用作物の新たな育種、栽培、生産技術に関する研究の推進

（関連対策）

1. 薬用作物の国内生産拡大に向けた技術の開発（委託プロジェクト研究）〔新規〕

100（一）百万円

カンゾウ、トウキ等の需要が多い品目について、他作物の研究者・研究機関が蓄積している知見や技術も幅広く活用しつつ、低コストで安定生産が可能となる技術の実用化を推進します。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業〔新規〕

44（一）百万円

薬用作物等の地域特産作物について、農薬の適用拡大に必要な薬効薬害・作物残留試験等の実施及びIPM（多様な防除技術を組み合わせた病虫害防除体系）を活用した標準的な病虫害防除体系の確立に対して支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：	生産局地域作物課	（03－6744－2117）
	関連対策1の事業	技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）
		（03－3502－2549）
	2の事業	消費・安全局植物防疫課（03－3502－3382）

薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

【平成28年度概算要求額471(423)百万円】

○これまで、産地と漢方薬メーカーとのマッチングや栽培技術の確立を支援するなどにより、その産地化を後押し。

○今後、着実な産地化の取組を促進するため、これまでの取組に加え、事前相談等の常設窓口の設置や現場における技術確立等の取組を一体的に実施する体制を整備する必要。

現状

薬用作物は、その8割以上を中国からの輸入に依存。
一方、耕作放棄地の活用や中山間地域の活性化につながる作物として高い関心。

- 厚生労働省、関係団体と連携し、薬用作物に係る情報交換やマッチングの促進のためのブロック会議を開催。

新たな課題

➤ 相談体制の確立

- ・ 十分な知見をもたずに取り組み、産地化に失敗。
- ・ 相談窓口が存在しない

➤ 指導体制の確立

- ・ 現場に栽培指導者がいない
- ・ 普及指導員の経験が浅い
- ・ 薬用作物に関する知見が少ない



事業内容 (※補助率:定額、1/2以内)

- 産地等確立支援事業により
 - ・ 実証ほ場設置
 - ・ 農業機械の改良
 - ・ 栽培マニュアルの作成

新たな支援策

事前相談、マッチング促進等の常設窓口の設置等を支援

現場における栽培技術の指導体制の確立を支援

今後の展開方向

厚生労働省、関係団体と連携した一体的・継続的な支援体制の構築による産地形成の加速化

35 新品種・新技術の開発・保護・普及

【5,703(5,702)百万円】

対策のポイント

新たな品種や生産技術を用いて、消費者や実需者のニーズに的確に対応するとともに、戦略的に知財も活用し、品質・ブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地に続々と生み出します。

<背景／課題>

- ・農業の競争力の強化を図るため、新品種・新技術の開発・普及や知的財産の保護と積極的な活用により、「強み」のある農畜産物の創出を進めることが重要です。
- ・このため、マーケットインの発想から、実需者等と一体的に品種育成や産地づくりを進める取組、戦略的な知財活用取組等を推進することが必要です。

政策目標

平成26年度から平成28年度までの3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出

<主な内容>

1. 「強み」を生み出すための品種等開発の加速化 2,557(2,907)百万円

実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、育種当初から実需等ニーズを的確に反映させた新品種の開発、育種期間の短縮に資するDNAマーカーの開発等を推進するとともに、有望な遺伝資源保有国との遺伝資源取得ルートの確立、種苗産業の総合的な機能強化に向けた環境整備等を推進します。

①ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発

876(1,210)百万円

②農林水産分野における遺伝資源利用促進事業

29(32)百万円

③種苗産業海外展開促進事業

30(14)百万円

等

委託費、補助率：定額、1/2以内

委託先、事業実施主体：民間団体等

2. 「強み」を活かすための産地化支援

2,972(2,595)百万円

「強み」のある産地形成を図るため、新品種や新技術等を活用して、実需者、農業者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援します。

強い農業づくり交付金（優先枠）

2,500(2,000)百万円

交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等

新品種・新技術活用型産地育成支援事業等

472(595)百万円

補助率：定額、1/3以内等

事業実施主体：協議会（農業者、実需者等で構成）、都道府県等

3. 「強み」を守るための知的財産の保護・活用

174(一)百万円

地理的表示保護制度に係る登録申請に対する支援及び制度の普及啓発、GI産品を中心とした地域ブランド化とビジネス化の支援等を推進します。

地理的表示等活用総合対策事業 174(一)百万円

委託費、補助率：定額

委託先、事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の①の事業

技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）

(03-3502-7435)

1の②の事業

大臣官房環境政策課

(03-3502-8056)

1の③、3の事業

食料産業局新事業創出課

(03-6738-6169)

2の事業

生産局総務課生産推進室

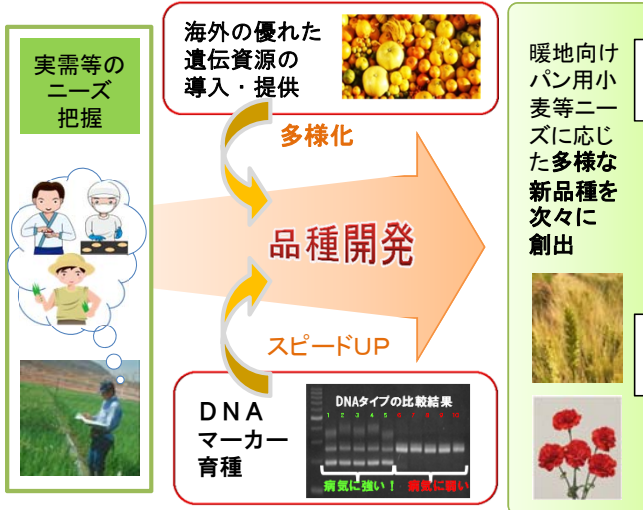
(03-3502-5945)

新品種・新技術の開発・保護・普及に向けて

- 「強み」のある産地を形成するため、品目別方針に基づき、戦略的に育種から産地化、知財保護まで切れ目無く支援
- 実需等と連携した取組を推進することにより、マーケットインの発想を農業生産に定着。

品種開発の加速化

「強み」を生み出すための優良な品種等を次々に創出。



〔具体的支援策〕

- 国立研究開発法人、公設試、大学及び民間企業の技術力を活かした新品種等の開発
- 育種期間を短縮するためのDNAマーカーの開発やDNAマーカー育種への技術的支援
- 海外遺伝資源取得ルートの確立、国内外の遺伝資源・有用な品種のデータベース化
- 種苗産業の総合的な機能強化に向けた環境整備

産地化支援

マーケットインの発想で「強み」のある産地を全国各地に形成。



〔具体的支援策〕

- 有用な品種の掘り起こしと実需者とのマッチング支援や新品種等の産地への円滑な導入に向けた取組(栽培マニュアルの作成等)への支援
- 共同利用施設整備への支援
- 種苗生産・管理に必要な技術習得等への支援

知的財産の保護・活用

商標権や育成者権等を組み合わせ、産地の「強み」の保護・活用を図る。



適切な知的財産の管理・活用体制を構築

〔具体的支援策〕

- 地理的表示の登録申請を支援する窓口の設置
- 地理的表示保護制度導入のメリット・効果的な活用方策の普及啓発
- 知的財産マネジメントの普及
- 知的財産に精通した人材育成に向けた研修会の開催
- 海外における知的財産の侵害対策の強化

36 先端ロボットなど革新的技術の開発・普及

【4, 052（1, 369）百万円】

対策のポイント

ロボット技術など革新的技術の導入による生産性の飛躍的な向上のための研究開発・導入実証等を支援します。

<背景／課題>

- ・担い手の高齢化・減少、人手不足等が深刻化している中、省力化など生産性の飛躍的な向上を図り、我が国の農林水産業及び食品産業の成長産業化を促進するためには、衛星情報（G空間情報）を含むロボット技術やICTの活用が急務となっています。
- ・「ロボット新戦略」では、農林水産業・食品産業分野をロボット技術の導入を推進すべき分野として位置付け、生産現場への導入が進むようアクションプランを定めたところです。
- ・このため、農林水産業の成長産業化を先導するロボットなど革新的な技術の開発や民間企業等による実用化の加速化を図ることが必要です。

政策目標

- 農林水産業・食品産業分野で省力化などに貢献する新たなロボットを20機種以上導入（平成32年まで）
- 自動走行トラクターの現場実装を実現（平成32年まで）

<主な内容>

1. 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（ロボット研究開発型）[新規]
600（一）百万円

ロボット技術、衛星情報等の最新の技術シーズを活用しつつ、農林水産業・食品産業現場で直面する課題解決に役立つロボットの研究開発を推進します。

（委託費
委託先：民間団体等）

2. 農林水産業におけるロボット技術導入実証事業[新規] 900（一）百万円

ロボット技術の実用化を加速するため、農林水産分野において新たに開発されたロボット技術の導入実証を支援し、生産性向上等のメリットを実証するとともに、生産現場に合わせた改良、ロボット技術・ICTと栽培技術を組み合わせた新たな技術体系の確立などを支援します。

また、農業機械の自動走行やドローン等を活用した農薬散布等の安全性確保のルールづくりなど、生産現場へのロボット導入促進に向けた基盤づくりを支援します。

（補助率：定額、2／3、1／2
事業実施主体：民間団体等）

3. 生産現場強化のための研究開発（委託プロジェクト研究）

1, 552（1, 369）百万円

効率的で力強い生産現場の構築のため、酪農の生産性向上と省力化を同時に達成し得る飼養管理システムの開発など、収益力向上や生産システムの革新に資する研究開発を推進します。

（収益力向上・生産システム革新のための研究開発
委託費
委託先：民間団体等）

4. 生産・流通システムを高度化する先端技術展開事業〔新規〕

1, 000（－）百万円

輸出向け農林水産物による需要フロンティアの拡大、社会情勢の変化や消費者ニーズを踏まえたバリューチェーンの構築等を実現するため、地域の関係者や民間企業と研究機関が連携して最新の研究成果を現場で体系化し、革新的な生産・流通システムを確立する実証研究を推進します。

（委託費
委託先：民間団体等）

お問い合わせ先：

1の事業 技術会議事務局研究推進課産学連携室

（03－3502－5530）

2の事業 大臣官房政策課技術調整室

（03－3502－5524）

3の事業 技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）

（03－3502－2549）

4の事業 技術会議事務局研究推進課

（03－6744－7043）

先端ロボットなど革新的技術の開発・普及

- ロボット技術など革新的技術の導入により生産性の飛躍的な向上を実現することが必要
- このため、ロボット産業等と連携した研究開発、現場普及のための導入実証等を支援

ロボット新戦略

(平成27年2月)

日本経済再生本部決定)

重点的に 取り組むべき分野

(農林水産業・食品産業関係)

- ・GPS自動走行システム等
を活用した作業の自動化
- ・人手に頼っている重労働
の機械化・自動化
- ・ロボットと高度なセンシ
ング技術の連動による省
力・高品質生産

2020年に目指すべき姿 (KPI)

- ・省力化などに貢献する
新たなロボットを20機種
以上導入
- ・自動走行トラクターの現
場実装を実現
(平成32年まで)

研究開発

革新的な技術のシーズと農業者等
の現場のニーズのマッチングにより、
技術的ブレークスルーを生み出す

ロボット、
IT企業

大学・
研究機関

産学官の英知を結集

農機メーカー

農業者

- ロボット産業等の民間企業、大学など異分野の力を
活用して新たな発想で現場の問題解決につながる農林
水産業・食品産業向けのロボット等の開発を推進



モモ等の軟弱果実の選果・箱詰ロボットの開発

(その他の研究開発例)

日持ちの良い
新品種の開発



鮮度保持剤
低酸素管理等

従来の2倍の日持ちになる新技術

導入の加速化

現場での技術の検証・改良や環境づくりを
進め、速やかに実用化・量産化を可能にする

- 開発されたロボット技術などの導入効果等の評価、技術の改良
- ロボット技術・ICTと栽培技術等を組合せた新たな技術体系の確立
- 安全性確保のルールづくり等の導入促進に向けた基盤づくり



トラクターの有人-無人複数台
自動走行システムの導入効果
や安全性確保策の有効性を検証



果菜類収穫ロボットの導入効果
を検証するとともに、ロボット
収穫に適した栽培技術体系を確立

(その他の導入加速化の例)



高品質な花きを
生産するための
閉鎖型生産施設



長期間観賞を可能
とする鮮度保持剤
を用いた湿式輸送
技術

輸出試験を通して、流通時の
課題を技術改良等により解決



国外市場でも高品質な
花きの提供が可能に!

技術を現場で組合せ、
改良し、体系化



需要フロンティアの拡大
バリューチェーンの構築

37 異分野との融合を含む産学連携の更なる強化

【2, 356 (1, 250) 百万円】

対策のポイント

スピード感をもって事業化・商品化を進めるため、異分野の知識や技術を結集し、産学連携を強化することにより、革新的な技術の研究開発を推進します。

<背景／課題>

- ・農林水産業・食品産業の成長産業化を図るためには、農林水産・食品分野と異分野との融合を含む産学連携の更なる強化により、知識・技術、アイデアを集積させ、革新的な研究成果を生み出し、スピード感をもって事業化・商品化に導くことが重要です。
- ・こうした革新的な研究開発を行うため、「知」が集積する産学連携の新たな仕組み（「知」の集積と活用の中）づくりが求められています。

政策目標

「知」が集積する仕組みを活用した実施課題の80%以上で事業化・商品化が有望な研究成果を創出（平成34年度）

<主な内容>

1. 「知」の集積による産学連携推進事業 225 (200) 百万円

農林水産・食品分野と異分野の産学連携を促進するため、多様な民間企業や研究機関等による研究開発プラットフォームを立ち上げ、研究戦略の作成などを行います。

（委託費
委託先：民間団体等）

2. 「知」の集積と活用の中による革新的技術創造促進事業

2, 131 (1, 050) 百万円

研究戦略に基づき研究開発プラットフォームが行う農林水産・食品分野と医学や工学など異分野が連携した研究開発を支援します。特に、事業化・商品化の基盤となる革新的な技術開発について、民間企業等との連携を促すマッチングファンド方式による新たな支援の仕組みを導入します。

また、農林水産業の生産現場や消費者等のニーズに基づき実施される、民間企業等による事業化に向けた研究開発を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）

（お問い合わせ先：
技術会議事務局研究推進課産学連携室 (03-3502-5530)）

異分野との融合を含む産学連携の更なる強化

スピード感をもって事業化・商品化を進めるため、異分野の知識や技術を結集し、産学連携を強化することにより、革新的な技術の研究開発を推進。

「知」の集積産学官連携協議会の形成

シンポジウムなどを開催し、生産者、民間企業、大学、研究機関、NGO/NPO、金融機関、地方自治体、消費者等の多様な関係者が参加するコミュニティ(協議会)を形成し、研究開発テーマを設定。



異分野の経営者や研究者などによる魅力的なシンポジウムを開催し、農林水産・食品分野への関心を集める。テーマ毎に、ファシリテーター(議論の促進役)が主催するセミナー・ワークショップを開催し、共通のテーマに取り組む仲間(研究開発プラットフォーム)作りを行う。

研究開発プラットフォームの構築

プロデューサー等によるチーム(プロデュースチーム)により、事業化・商品化に向けた連携協定や事業開発指針を作成し、コンソーシアムを構築。



プロデュースチーム



コンソーシアムによる研究開発推進

知財戦略やビジネスプランを作成した上で、異分野の産学連携による研究開発を実施。

研究開発の段階に応じ、マッチングファンド(民間企業と国が共に研究資金を出し合う)方式などにより委託研究を実施。

基礎

応用

事業化・商品化

異分野融合
共同研究

「知」の集積と活用
の場による研究開発
モデル事業

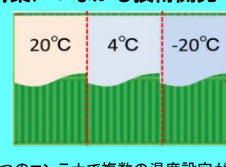
事業化
促進研究

事業化・商品化に
つながる研究成果
を次々と創出

農林水産副産物から
工業用高性能素材
を開発・提供等



生産者の所得向上のための
農林水産物の輸出インフラの
構築につながる技術開発



活魚の鮮度保持・輸
送技術を商品化等



産学連携強化のプロセス

38 「攻めの農林水産業」の展開に資する研究開発 【3,905(4,001)百万円】

対策のポイント

国内外の市場の開拓や国内シェアの奪還、効率的で力強い生産現場の構築等のための研究開発を推進します。

<背景／課題>

- ・農林水産業の成長産業化のためには、輸出の拡大、輸入品に対抗できる高い品質を有する農林水産物の安定生産、経営規模の更なる拡大、生産・流通の大幅な低コスト化が必要です。
- ・こうした課題に取り組む生産者や産地は、現在の技術体系では解決できない問題に直面しており、新たな品種や技術体系を確立するための研究開発の推進が求められています。

政策目標

- 研究成果の活用による輸出額増を10以上の主要な輸出産地において実現（平成37年度）
- 生乳の生産コストの5%以上削減を可能とする技術を開発（平成32年度）

<主な内容>

1. 市場開拓に向けた取組を支える研究開発（委託プロジェクト研究）

738(220)百万円

国内外の市場開拓や国内シェア奪還に向け、青果物等の輸出産地の課題解決、薬用作物の国内生産の拡大、和牛肉の新たな評価指標に基づく和牛生産、地域の農林水産物・食品の機能性の発掘、大径材の最適利用等のための研究開発を推進します。

2. 生産現場強化のための研究開発（委託プロジェクト研究）

1,915(1,866)百万円

効率的で力強い生産現場の構築のため、水田作における麦・大豆、飼料用米の収量の高位安定化技術、飼料用米給与による畜産物の差別化技術、酪農の生産性向上と省力化を同時に達成し得る飼養管理システムなどの研究開発を推進します。

3. 技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発（委託プロジェクト研究）

1,252(1,915)百万円

「強み」のある新品種を創出するため、実需者等のニーズに応じた業務・加工用作物品種の開発や、これを支えるゲノム育種と海外植物遺伝資源の収集・提供を推進します。また、施設園芸の収益力向上のため、地域資源を活用した効率的かつ低コストなエネルギー利活用技術の開発を推進します。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

<各省との連携>

- 内閣府 ・イノベーションが主導する農林水産業の成長産業化を目指し、「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の下で、農業のスマート化に向けた技術やシステムの開発、新たな育種技術の開発等を推進

お問い合わせ先：技術会議事務局

1 及び 2 の事業 研究統括官（食料戦略、除染）（03-3502-2549）

3 の事業 研究開発官（食の安全、基礎・基盤）（03-3502-7435）

「攻めの農林水産業」の展開に資する研究開発（委託プロジェクト研究）

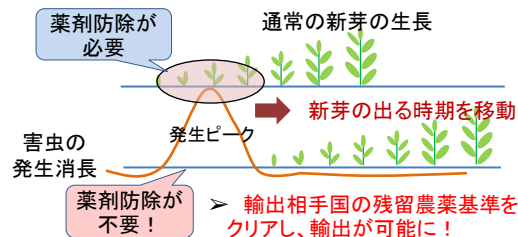
農林水産業の成長産業化に向け、国内外の市場開拓や国内シェア奪還、効率的で力強い生産現場の構築、「強み」のある新品種の開発等のための研究開発を推進。

市場開拓に向けた取組を支える研究開発

○国内外の市場開拓に向け、産地の課題解決に資する研究開発の推進

＜具体的な研究例＞

海外市場開拓（茶の例）



相手国の検疫条件等に適した生産技術、長期輸送技術等の開発

輸入品への対抗策（国産和牛の例）



サシの入り方以外の香り成分、旨味成分等の網羅的解析

優位な差別化を図る新たな評価指標の確立や評価指標に基づく改良技術等を開発

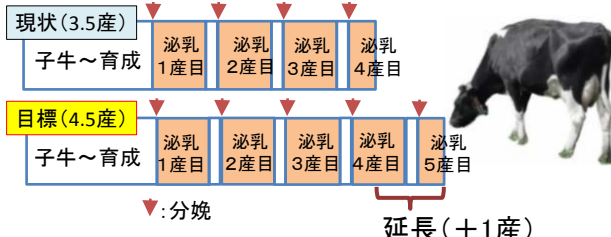
国産農林水産物の生産・消費拡大

生産現場の強化のための研究開発

○労働力不足や飼料価格等の高騰に負けない新たな生産システムの開発を推進

＜具体的な研究例（畜産分野）＞

乳用牛の泌乳期間の延長（平均1産の増加）



生産性の向上と省力化を同時に達成する新たな飼養管理システムの開発

種類	収穫部位	TDN含量	家畜
イアコーン	雌穂（芯、穂皮、子実）、茎葉の一部	約80	牛
コーンコブミックス（CCM）*	子実、芯の一部	約90	牛、豚

* トウモロコシの芯と子実を利用する飼料

栄養価が高く、輸入飼料より安い自給濃厚飼料による新たな生産システムの開発

省力化・低コスト化による収益力向上

技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発

○マーケット・インの発想により強みのある新品種の開発を推進

＜具体的な研究例＞



グルテンを含まない100%米粉パン 赤果肉リンゴを用いたセミドライフルーツ 加工歩留まりの高い長球形のたまねぎ

実需者と連携した業務加工用品種の開発

海外からの有用遺伝子の導入や育種期間を大幅に短縮するDNAマーカーの開発により、品種開発を下支え

「強み」のある農産物の創出

イノベーションが主導する農林水産業の成長産業化

39 地理的表示等の知的財産の保護・活用

【255（52）百万円】

対策のポイント

知的財産の保護・活用により、農林水産業の成長産業化を推進するため、地理的表示保護制度の登録や活用、農業ICTの標準化の推進、種苗産業の海外展開、植物新品種の保護活動等を支援します。

<背景／課題>

- ・農林水産業の成長産業化を図るためには、6次産業化、輸出促進、インバウンドの推進に必要な各種施策の共通基盤となる知的財産を保護・活用することが必要です。
- ・特に、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品の名称を地域共有の知的財産として保護するために導入された「地理的表示（GI）保護制度」を、産地が円滑に導入・活用できるよう、支援体制を構築する必要があります。

政策目標

知的財産の保護・活用による6次産業化の市場規模拡大
(4.7兆円（平成25年度）→10兆円（平成32年度）)

<主な内容>

1. 地理的表示等活用総合対策事業〔新規〕 174（－）百万円
地理的表示保護制度に係る登録申請に対する支援及び普及啓発、GI産品を中心とした地域ブランド化とビジネス化の支援等を推進します。
〔委託費、補助率：定額〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕
2. 農業ICT標準化推進事業〔新規〕 15（－）百万円
ICT化が進む農業生産におけるデータの活用を円滑にし、農林水産業・食品産業の競争力強化を図るため、農業分野のICT規格の国際標準化を推進します。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
3. 種苗産業海外展開促進事業 30（14）百万円
種苗の輸出を促進するため、DNAマーカーの活用による育種力の強化、DNA品種識別技術の開発による侵害対策、国内における種子検査体制の強化に向けた取組等を推進します。
〔委託費、補助率：定額、1／2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕
4. 東アジアにおける植物品種の保護強化・活用促進委託事業 36（38）百万円
東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進するための協力活動の推進、高温耐性等新たな特性や新規植物に対応するための審査基準案の作成、権利侵害時に資料として利用可能な登録品種の植物体保存・DNA型データベースの作成等を実施します。
〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

[お問い合わせ先：食料産業局新事業創出課 （03－6738－6169）]

40 「和食」の保護・継承、食育・地産地消等の推進

【1, 054（56）百万円】

対策のポイント

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承のための普及活動、全国レベル・地域レベルでの食育活動、地域の食を日常の食生活に取り入れてもらうための活動等の支援による国産農林水産物・食品の消費拡大を推進します。

<背景／課題>

- ・消費者と食との関わり方が多様化する中で、「和食」や郷土料理等の伝統的な食文化の継承が難しくなるとともに、食卓と農業生産現場の「距離」の拡大が懸念されます。このような状況を踏まえ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承していくとともに、地域に根ざした食文化の魅力の再発見等を促すことが重要です。
- ・また、平成28年3月に新たに策定される予定の第3次食育推進基本計画に基づき、主要課題についての検討を行い、食育推進の取組を強化することが重要です。
- ・さらに、日本の食文化や国産農林水産物等の魅力の発信などを通じて、国民が日本食の素晴らしさを再認識することにより、国産農林水産物等の消費拡大を国民運動として推進していくことが必要です。

政策目標

国産農林水産物を購入する際に、輸入品と比較して「割高でも国産を選ぶ」者の割合の増加（63%（平成26年度）→70%（平成40年度））

<主な内容>

1. 「和食」と地域食文化継承推進事業

（1）「和食」の保護・継承事業〔新規〕

103（一）百万円

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承するため、「和食」をテーマに次世代継承型の食育活動を推進するとともに、「和食」の魅力等を効果的に発信するシンポジウム等を開催します。

（ 委託費
委託先：民間団体）

（2）地域食文化魅力再発見食育推進事業〔新規〕

109（一）百万円

郷土料理等の地域の食の魅力の再発見や地域における日本型食生活の普及等を促すため、これらの活動を推進するリーダーの育成や活動の促進、食育を通じて地域の食の普及を図る展示会や交流会、調理体験等の実施を支援します。

（ 補助率：1／2以内
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等）

<各省との連携>

- 文部科学省 ・文化振興及び学校における食育の取組を通じて、「和食」文化の保護・継承を連携して推進

2. 全国レベル・地域レベルでの食育及び地産地消の推進

(1) 食育活動の全国展開事業

87(56) 百万円

新たに策定される第3次食育推進基本計画に基づく主要課題について、実態調査や事例調査を実施し、課題解決に向けた推進方策について検討を行います。また、国民運動として食育を推進するため、食育全国大会や食育優良活動表彰等を実施します。

※ 「内閣官房・内閣府見直し法案」により食育推進事務が農林水産省に移管されることを反映した要求としています。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

(2) 日本の食消費拡大国民運動推進事業〔新規〕

755(一) 百万円

① 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業

消費拡大の取組を行う各団体等の連携を強化し、相乗効果が発揮できるよう、国産農林水産物の消費拡大を推進するフード・アクション・ニッポン事務局が新たに品目別・地域別の取組を取りまとめることとし、一元的な広報活動、食の魅力普及活動、顕彰活動及びそれらの効果測定等を実施します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

② 地域の食の絆強化推進運動事業

農林漁業者、給食事業者、小売事業者等が連携して行う農林漁業体験を通じた食育活動（教育ファーム活動）や学校給食等と連携した地産地消の取組を推進するためのコーディネーターの育成等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：地方公共団体、民間団体等〕

<各省との連携>

- 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省と連携し、新たに策定される第3次食育推進基本計画に基づく食育を推進

(関連対策)

健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業〔新規〕

525(一) 百万円

世界初となる機能性農産物を認めた機能性表示食品制度を活用して健康関連の食市場を開拓するため、制度活用ノウハウ等の情報提供や自主的ガイドラインの整備支援など、食産業が機能性表示食品制度等を活用しやすい環境整備を支援するとともに、地域の食の健康ブランドづくりや新たな食環境（機能性表示食品制度やスマイルケア食等）に対応した食育の推進に関する取組を支援します。

お問い合わせ先：

1(1)の事業	大臣官房政策課食ビジョン推進室	(03-3502-5516)
1(2)、2(1)、2(2)②の事業	消費・安全局消費者情報官	(03-3502-5723)
2(2)①の事業	大臣官房食料安全保障課	(03-6744-2352)
関連対策	食料産業局食品小売サービス課外食産業室	(03-6744-0481)

41 輸出の拡大などグローバルな「食市場」の獲得

【25, 899 (21, 546) 百万円】

対策のポイント

「国別・品目別輸出戦略」の着実な実施に向け、輸出戦略実行委員会を司令塔とし、品目別輸出団体や日本貿易振興機構（JETRO）を通じたオールジャパンでの輸出促進体制の下で、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

<背景／課題>

- ・少子高齢化により国内の食市場の縮小が見込まれる中、農林水産業・食品産業の更なる成長のためには、国産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開を図り、世界の人口増加等により今後大きく成長するグローバルな「食市場」を獲得することが重要です。
- ・このため、JETRO等と連携し、官民一体となって「国別・品目別輸出戦略」に基づく商流確立・拡大に取り組むとともに、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備に集中的に取り組む必要があります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大（6,117億円（平成26年）→1兆円（平成32年））

<主な内容>

1. 輸出戦略実行事業

152 (152) 百万円

「国別・品目別輸出戦略」の着実な実施に向け、輸出戦略実行委員会（関係府省庁、事業者団体等から構成）を司令塔として、輸出関連事業者等の参加の下、主要な品目ごとの輸出拡大方針を作成し、実効性のある産地間調整やマーケティング戦略を推進します。

（委託費：委託先：民間団体等）

<各省との連携>

- 内閣官房、外務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び観光庁
・「国別・品目別輸出戦略」に沿ったオールジャパンでの取組を推進するため、輸出戦略実行委員会を設置し、議論

2. 輸出戦略の実行に向けた輸出促進体制の強化 1, 345 (908) 百万円

主要な品目ごとの輸出拡大方針に沿って、品目別輸出団体を中心となって実行するジャパン・ブランドを掲げた輸出促進の取組、産地間連携の促進、輸出環境整備と併せた地域の取組等を支援します。また、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のために必要な情報・データの収集等を行います。

（委託費、補助率：定額、1／2以内）
（委託先、事業実施主体：民間団体等）

3. 輸出総合サポートプロジェクト

1, 573 (1, 381) 百万円

事業者発掘から商談支援、海外見本市の出展支援、品目別輸出団体の活動支援、マーケティング拠点の設置支援、ハラル等の新たな課題に対応したセミナーの開催支援等、JETROを通じ、輸出に取り組む事業者に対し、継続的かつ一貫したビジネスサポート体制を強化します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：JETRO）

<各省との連携>

- 外務省及び経済産業省
・新興市場開拓に向けて、在外公館等とも連携してテストマーケティングを実施。
JETRO等と連携しながら、事業者発掘から商談支援までの総合的なサポート体制を強化

4. グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進 200(150)百万円
食産業の海外展開に向け、官民協議会等を活用し、先進国も含めた有望な国・地域におけるフードバリューチェーン構築のための調査・取組を支援します。

（委託費：委託先：民間企業等）

5. 食品産業グローバル展開インフラ整備事業 104(102)百万円
食品産業の海外展開のための取組や現地で様々な課題解決のための関係者の取組等を支援します。また、海外の食品ビジネスに精通した人材の確保・活用等を支援します。

（委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等）

＜各省との連携＞

○ 経済産業省

・クール・ジャパン推進機構と連携して食産業のグローバル展開を推進

6. 国際農産物等市場構想推進事業 200(62)百万円
国際空港近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するため、青果物・花き等について品質を保持してスピーディーに輸出する手法等の調査と拠点化構想の策定を支援します。

（補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等）

7. 輸出対応型施設の整備

- (1) 水産物の施設整備の支援 17,407(11,759)百万円

- ① 水産物輸出倍增環境整備対策事業 1,767(316)百万円

HACCP認定を促進するため、水産加工施設の改修整備、海域等モニタリング等への支援や水産庁による対EU・HACCP認定体制の充実を図ります。

（委託費、補助率：定額、1/2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等）

- ② 輸出戦略漁港における高度衛生管理対策の推進＜公共＞

15,640(11,443)百万円

国産水産物の消費・輸出拡大を図るため、水揚げから荷捌き、出荷の過程で輸出先のHACCP基準等を満たす荷捌き所や岸壁等の整備を推進します。

（補助率：10/10（うち漁港管理者1/3等）、1/2等
事業実施主体：国、地方公共団体等）

- (2) 青果物・食肉関連の施設整備の支援

強い農業づくり交付金で実施（優先枠）3,000(2,000)百万円

輸出青果物の長期保存が可能な低温貯蔵施設や米国、EU等向けの牛肉輸出に対応した食肉処理施設等の整備を支援します。

（交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等）

8. 輸出促進に資する動植物防疫体制の整備 553(418)百万円

輸出促進に必要な家畜疾病に関する対策の実施及び国内病害虫の情報収集や新たな検疫措置の確立等を支援します。また、輸出検疫情報の提供等により、国産農畜産物の輸出や訪日外国人によるお土産としての持ち帰りを促進します。

（委託費、補助率：定額、1/2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等、植物防疫所、動物検疫所）

9. 日本発食品安全管理規格・認証スキーム等の推進[新規] 157 (一) 百万円
(1) 日本発食品安全管理規格策定推進事業 90 (一) 百万円

日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等を推進するため、検討会の開催や調査、普及のための説明会・研修等を支援するとともに、規格・認証スキーム等を国際的に普及させていくため、国際機関や他国との連携・調整、海外への情報発信等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 厚生労働省
 - ・規格・認証スキーム等の推進に当たって国内規制との整合性の観点から連携し、国内の食品安全の向上を推進

(2) 生産システム革新推進事業

GAP体制強化・供給拡大事業 67 (一) 百万円

日本の農業者が取り組みやすい日本発の輸出用GAPを策定するため、検討会の開催や国内外の実態調査及び国際規格化に向けた関係者との調整等を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

10. 食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化事業[新規]

1,209 (一) 百万円

日本食・食文化の魅力発信による海外の食市場の開拓を加速化するため、食イベントの開催、海外で日本食を広める人材の育成、海外メディアでの食文化発信等を実施するとともに、日本産食材を積極的に活用する海外レストランとの連携やネットワーク化を支援します。

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 内閣府、内閣官房、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
 - ・日本食文化普及・継承のための官民合同協議会を通じて連携

お問い合わせ先：

1～3及び5の事業 食料産業局輸出促進グループ (03-3502-3408)
4の事業 国際部国際協力課 (03-3502-5913)
6の事業 食料産業局食品製造卸売課 (03-3502-8237)
7(1)①の事業 水産庁加工流通課 (03-3591-5613)
7(1)②の事業 水産庁計画課 (03-3502-8491)
7(2)の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
8の事業のうち植物防疫関係 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5976)
動物衛生関係 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
9(1)の事業 食料産業局企画課 (03-6738-6166)
9(2)の事業 生産局農産部技術普及課 (03-3593-6497)
10の事業 食料産業局食品小売サービス課外食産業室 (03-6744-0481)

輸出の拡大などグローバルな食市場の獲得

世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)

- 食イベントの開催、海外で日本食を広める人材の育成、海外メディアでの食文化発信
- 日本食材を積極的に活用する海外レストランとの連携やネットワーク化 等

日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)

- 食品産業のグローバル展開に向けたソフトインフラの整備
- グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進

一体的
に推進

「国別・品目別輸出戦略」に沿った農林水産物・食品の輸出促進 (Made IN Japan)

オールジャパンで輸出に取り組む体制の整備

- 「国別・品目別輸出戦略」に基づくオールジャパンの輸出促進の司令塔としての「輸出戦略実行委員会」を設置。
- 同委員会における議論を踏まえ、主要な品目毎の輸出拡大方針を作成し、PDCAサイクルにより品目別輸出団体等が実行する各般の取組を検証。実効性のある産地間調整やマーケティング戦略を推進。

環境整備・商流確立

国内

- GLOBALG.A.P.やハラル等の認証の取得支援
- HACCP対応等輸出向け施設整備
- 海外バイヤー等を招聘した商談会の開催
- 国際空港近辺の卸売市場における青果物・花き等の輸出の実現に向けた調査、推進計画の策定
- 日本発食品安全管理規格・認証スキーム等の推進

海外

- 品目別輸出団体によるジャパン・ブランドの確立に向けたPR活動や海外マーケット調査等の支援
- JETROとの連携強化を通じたビジネスサポート体制の強化
- 海外の見本市や商談会等への積極的な参加の支援
- 新興市場等にマーケティング、PR、現地バイヤーの発掘等をするための拠点の設置 等

輸出戦略に基づく検疫協議等の推進

環境整備

- 輸出検疫情報の産地・販売業者・訪日外国人等への提供、青果物の集荷地や販売店等での輸出検疫の実施
- 輸出促進に必要な家畜疾病に関する対策の実施、病害虫の情報の収集や新たな検疫措置の確立
- 日本産農林水産物・食品に対する規制緩和に向け、規制担当行政官の招聘やデータ提供の実施 等

平成32年に日本産農林水産物・食品の輸出額を1兆円

42 グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進

【200（150）百万円】

対策のポイント

食産業の海外展開に向け、官民協議会等を活用し、先進国も含めた有望な国・地域におけるフードバリューチェーン構築のための調査・取組を支援します。

<背景／課題>

- ・世界の食市場規模は340兆円（平成21年）から680兆円（平成32年）に倍増すると予測されており、急速に拡大する世界の食市場を取り込み、我が国食産業※1の海外展開を図っていくことが必要とされています。
- ・このような中、グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、開発途上国や新興国のみならず、先進国も含めた有望な国・地域を対象に、食のインフラシステムの輸出を推進するなど、官民が連携し、我が国の食産業の「強み」を活かして、農業生産から製造・加工、流通、消費に至るフードバリューチェーンの構築を進めていく必要があります。

※1 食産業とは、農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に係る幅広い産業を指し、花き、種苗、農業関連資材、農業機械・食品機械など関連する産業も含む。

政策目標

- グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づく食のインフラシステム輸出の推進による食産業の海外展開の促進
- 我が国食産業の海外売上高の拡大
（約2.5兆円（平成22年度）→約20兆円（平成42年度）※2）

※2 経済産業省「海外事業活動基本調査」の海外売上高をもとに農林水産省作成

<主な内容>

フードバリューチェーン構築推進事業

200（150）百万円

食産業の海外展開に向け、民間企業、関連機関・団体、地方自治体、関係省庁等が参加する官民協議会等を活用し、アジアなどの新興国のみならず、先進国も含めた有望な国・地域について、官民一体となった政策対話、官民合同ミッション派遣、生産・流通・投資環境調査等を実施します。

また、我が国食産業の海外展開を促進するため、我が国食産業が各国・地域でのフードバリューチェーン構築に試行的に取り組めるよう、事業化可能性調査（マーケティング等）を実施します。

（委託費
委託先：民間企業等）

（関連対策）

途上国におけるフードバリューチェーンの構築支援（ODA）

1,367（1,190）百万円

途上国における人材の育成、食品安全等に係る基準づくり、我が国の優れた技術を活かした技術協力等を実施します。

（事業実施主体：FAO（国際連合食糧農業機関）、ASEAN事務局、民間団体等）

[お問い合わせ先：大臣官房国際協力課（03-3502-5914）]

フードバリューチェーン構築推進事業

平成28年度予算概算要求額 200(150)百万円

1. ねらい

- 急速に拡大する世界の食市場に対し、我が国食産業の海外展開を図っていくことが必要。
- グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、開発途上国や新興国のみならず、先進国も含めた有望な国・地域を対象に、食のインフラシステムの輸出を促進するなど、官民が連携し、我が国の食産業の「強み」を活かして、フードバリューチェーンの構築を進めることが必要。

2. 事業内容

- フードバリューチェーン構築に関心の高い我が国食関連企業が急増していることを踏まえ、先進国も含めた有望な国・地域について、官民協議会等を活用し、官民一体となった政策対話、官民合同ミッション派遣、事業化可能性調査(マーケティング等)などを実施。

○これまでの取り組み

(1) グローバル・フードバリューチェーン戦略の策定

- ・官民連携により地域ごとの諸課題に対応
- ・潜在的成長力の高い地域毎に戦略を策定し、官民連携による食インフラシステムを輸出

(2) 官民合同の政策対話

- ・官民合同の政策対話を各国との間で実施(ベトナム、ミャンマー、ブラジル等)

(3) グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会の開催

- ・協議会4回に加え、アセアン・豪州部会3回、インド部会1回、分野別研究会4回を開催
- ・これまで243社・機関等が加入(27.7.31現在)



日越農業協力対話
第1回ハイレベル会合

グローバル・フードバリューチェーン
推進官民協議会

① 先進国も含めた有望な国・地域への展開

- ・食産業の海外展開に向け、アジアなどの新興国のみならず、先進国も含めた有望な国・地域について、官民一体となった政策対話、官民合同ミッション派遣、生産・流通・投資環境調査等を実施し、海外展開に向けた環境を整備

官民協議会

- ・民間企業、関係機関・団体、地方自治体、関係省等が参加
- ・官民で様々な情報を共有するとともに、様々な取組の連携を促進

② 事業化可能性の調査

- ・我が国食産業の海外展開を促進するため、各国・地域におけるフードバリューチェーン構築に関心をもつ我が国食産業が、各国・地域でのフードバリューチェーン構築に試行的に取り組めるよう、事業化可能性調査(マーケティング等)を実施

官民連携による食産業の海外展開の促進

43 国際農産物等市場構想推進事業

【200（62）百万円】

対策のポイント

国際空港近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するため、青果物・花き等について品質を保持してスピーディーに輸出する手法等の調査と拠点化構想の策定を支援します。

＜背景／課題＞

- ・国際空港近辺の卸売市場においては、輸出に係る手続きの効率化、輸送日数の短縮、混載による物流費抑制等の観点から、国産農林水産物の輸出促進の拠点となり、海外バイヤーを呼び込むなど積極的に販路を広げていくことが期待されています。
- ・また、卸売市場からの輸出を促進するための環境整備として、輸出にも対応可能な品質管理高度化設備の導入促進を図ることも必要です。

政策目標

- 農林水産物・食品の輸出額を拡大（6,117億円（平成26年）→1兆円（平成32年））
- 1中央卸売市場当たりの取扱金額を8%増（平成32年度（対平成25年度比））（585億円（平成25年度）→632億円（平成32年度））

＜主な内容＞

1. 国際農産物等市場推進計画策定事業

180（42）百万円

国際空港近辺の卸売市場から国産農林水産物を輸出する構想（国際農産物等市場構想）を実現し、輸出拠点化を推進するため、当該市場における海外バイヤーの買付け等の動向を踏まえた国産農林水産物の輸出に向けた調査及び推進計画の策定を支援します。また、輸出促進の取組をさらに推進するため、配送・在庫管理・トレーサビリティ等の物流管理システムの構築等の実証調査を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 卸売市場輸出対応型品質管理高度化支援事業

20（20）百万円

卸売業者又は仲卸業者等が、リース方式により、輸出にも対応可能なHACCP対応等高度な品質管理機能を有する設備等を市場内外の倉庫等に設置する取組を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局食品製造卸売課（03-3502-8237）]

44 食と農を活用したインバウンドの推進

【743（15）百万円】

対策のポイント

日本食・食文化の魅力の海外への発信や訪日外国人を農山漁村に呼び込むための受入体制づくりを進め、インバウンドを推進することにより、日本食・食文化への評価・関心を高め、輸出の増大や日本食の海外展開を一体的に推進し、農山漁村の所得向上・雇用創出を図ります。

<背景／課題>

- ・政府として、平成32年までに訪日外国人旅行者を2,000万人とすることを目標とする中、平成26年の訪日外国人旅行者数は約1,341万人にまで急増しています。また同年、日本を訪れた外国人による旅行消費額は、2兆278億円に達しています。
- ・このような機会を捉え、インバウンド需要を農山漁村に呼び込むため、
 - ①農山漁村と日本食・食文化の魅力を結び付けた一体的な情報発信
 - ②農山漁村における食と農を活かした受入体制づくりを推進するとともに、日本食材等の評価を高め、輸出の増加等につなげていくといった好循環を形成していくことが重要です。

政策目標

- 訪日外国人旅行者を含めた都市と農山漁村の交流人口を1,300万人まで増加させることにより、所得向上・雇用創出を実現（平成32年度）
- インバウンド需要の増大と農林水産物・食品の輸出増加の循環を実現（訪日外国人旅行消費額4兆円、農林水産物・食品の輸出額1兆円の達成（平成32年度））

<主な内容>

1. 食によるインバウンド対応推進事業[新規] 143（一）百万円
「食と農の景勝地」をはじめとした地域の食・食文化の魅力を映像化し、それを継承・発信するために映像を集積・検索できるウェブサイトの構築を支援するとともに、訪日外国人旅行者が日本の食を楽しめる環境を提供するために必要な飲食店等による多言語対応やムスリム、ベジタリアン等の食習慣への対応等を促すための研修事業等の取組を支援します。
（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）
2. 農山漁村の宝発掘・活用人材創造事業[新規] 500（一）百万円
食と農に関する地域資源を磨き上げ、戦略的にインバウンドの推進に取り組む地域において、こうした取組を担う人材を育成・確保するための研修、地域の活動組織への人材派遣及び専門家によるフォローアップを一体的に支援します。
（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）
3. おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業 100（15）百万円
外国人旅行者が国産農畜産物を持ち帰る際の利便性を高めるため、道の駅等で購入した農畜産物について動植物検疫を経て、宅配便により送付したり、空港やクルーズ船の寄港地で受け取ることができるような検疫受検のモデル的な取組を支援します。
（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

[平成28年度予算概算要求の概要]

(関連対策)

1. 都市農村共生・対流総合対策交付金 2,050(2,000)百万円
インバウンド需要を含めた観光需要への対応(農家民宿等の改修・Wi-Fiの導入等)
や子どもの農山漁村宿泊体験等、食と農を活かした観光・教育等と連携した地域ぐる
みの活動等を支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等

2. 食文化発信による海外需要フロンティア開拓の加速化[新規]

1,209(一)百万円

日本食・食文化の魅力発信による海外の食市場の開拓を加速化するため、ミラノ万
博の成果を活かした食イベントの開催、海外で日本食を広める人材の育成、海外メデ
ィアでの食文化発信等を実施するとともに、日本食材を積極的に活用する海外レスト
ランとの連携やネットワーク化を支援します。

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

3. 地理的表示等活用総合対策事業[新規]

174(一)百万円

地理的表示保護制度に係る登録申請に対する支援及び普及啓発、GI産品を中心と
した地域ブランド化とビジネス化の支援等を推進します。

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

4. 輸出総合サポートプロジェクト

1,573(1,381)百万円

事業者発掘から商談支援、海外見本市の出展支援、品目別輸出団体の活動支援、マー
ケティング拠点の設置支援、GI等の新たな課題に対応したセミナーの開催支援等、
JETROを通じ、輸出に取り組む事業者に対し、継続的かつ一貫したビジネスサポー
ト体制を強化します。

補助率：定額
事業実施主体：JETRO

5. 6次産業化支援対策

2,902(2,684)百万円

市町村の6次産業化・地産地消推進協議会において策定された6次産業化戦略・構
想に沿って、市町村等が地域ぐるみで行う、インバウンド等需要向けの6次産業化新
商品の開発や新たな需要の開拓、直売所における観光事業者等と連携した新商品の販
売拡大に向けた取組等を支援します。

交付率：1/2以内
事業実施主体：地方公共団体等

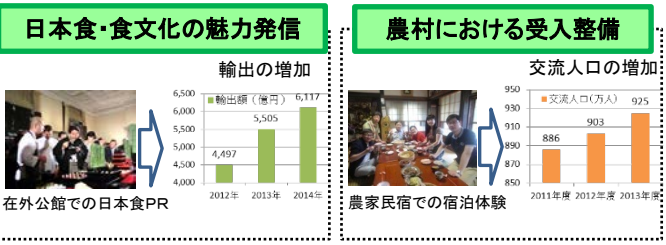
お問い合わせ先：

- 1の事業 食料産業局食品小売サービス課外食産業室 (03-6744-0481)
2の事業 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
3の事業のうち、植物防疫関係 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5976)
動物衛生関係 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
関連対策1の事業 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
関連対策2の事業 食料産業局食品小売サービス課外食産業室 (03-6744-0481)
関連対策3の事業 食料産業局新事業創出課 (03-6738-6442)
関連対策4の事業 食料産業局輸出促進グループ (03-3502-3408)
関連対策5の事業 食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)

食と農を活用したインバウンドの推進

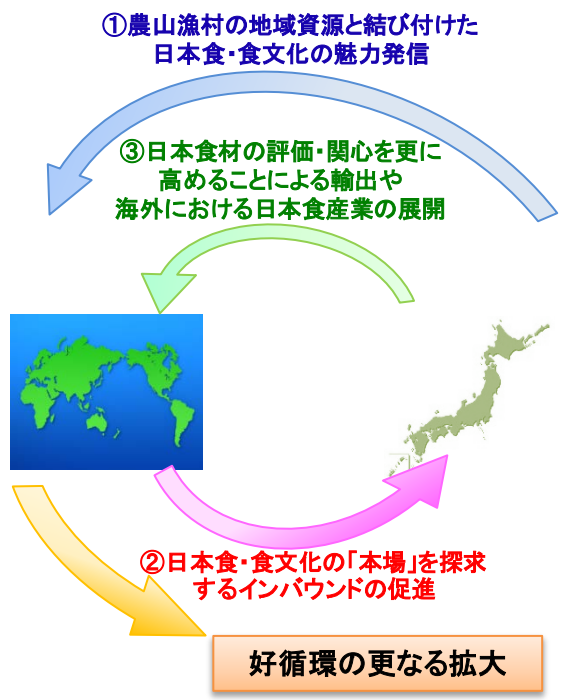
日本食・食文化への関心の高まりや農林水産物・食品の輸出増大をインバウンドにつなげ、それが更に日本の食材の評価を高めるといった好循環を構築することにより、訪日外国人の農山漁村への呼び込みによる所得向上・雇用創出と輸出の増加や日本食の海外展開を一体的に推進。

○これまでの取組



両者を結び付けることによるインバウンドの戦略的推進

○これからの取組



○具体的な施策

① 「農山漁村」と「食」の魅力を結び付けた一体的な情報発信

- ・「食と農の景勝地」を認定する新たな仕組みを導入
- ・地域の食・食文化の魅力を伝え、産地訪問をアピールするコンテンツを映像等で作成（食と農のアーカイブス化(集積・保護・継承)）【食によるインバウンド対応推進事業】(新規)
- ・これらのコンテンツを活用し、「日本食・食文化の魅力発信事業」を通じて各国の海外市場にプロモーション【食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化】(新規)
- ・伝統野菜等の魅力を発信し、保全を推進するための、全国の産地関係者による「GIサミット」の開催【地理的表示等活用総合対策事業】(新規)

② インバウンドの受入れを行う「食と農を活かした地域づくり」

- ・食と農を活かしたコンテンツの磨き上げ、受入体制のマネジメント、マーケティング等のソフト支援や、交流拠点施設等の整備（農家民宿等の環境整備(改修、インバウンド対応等)にも対応）【都市農村共生・対流総合対策交付金】
- ・地域ぐるみでの6次産業化新商品の開発や新たな需要の開拓等【6次産業化支援対策】

③ インバウンドと輸出促進の一体的推進

- ・GIに登録された地域特産品の輸出促進に向けた環境整備【輸出総合サポートプロジェクト】
- ・海外見本市への出展や海外バイヤーとの商談会【輸出総合サポートプロジェクト】
- ・直売所における観光事業者等と連携した新商品の販売【6次産業化支援対策】
- ・訪日外国人旅行者に対し農畜産物を販売する事業者が取り組みやすい検疫手続・体制を構築【おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業】

- ・食と農を活かしたインバウンドの戦略的推進を担う地域の人材を育成（人材育成のための研修、活動組織への派遣、専門家によるフォローアップを一体的に支援）【農山漁村の宝発掘・活用人材創造事業】(新規)

45 野菜価格安定対策事業

【(所要額) 17,082(16,722)百万円】

対策のポイント

野菜価格安定対策事業を円滑に推進し、野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定的な供給を図ります。

<背景／課題>

国民消費生活上、必要不可欠な野菜の安定供給を図るためには、価格が著しく低落した場合に生産者補給金等を交付すること等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する野菜価格安定対策事業を円滑に推進していくことが重要です。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
(変動係数 1.8%(平成17年)→1.4%以下(平成37年))

<主な内容>

1. 野菜価格安定対策事業の円滑な推進

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、平成27年度における生産者補給金等の交付額の再造成経費を確保することにより、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

2. 制度の運用見直し

産地の情勢変化に即して、指定産地における共同出荷要件の特例措置(共同出荷割合2/3を1/2とする)の指標を共同出荷量から作柄変動による影響の少ない作付面積に見直します。

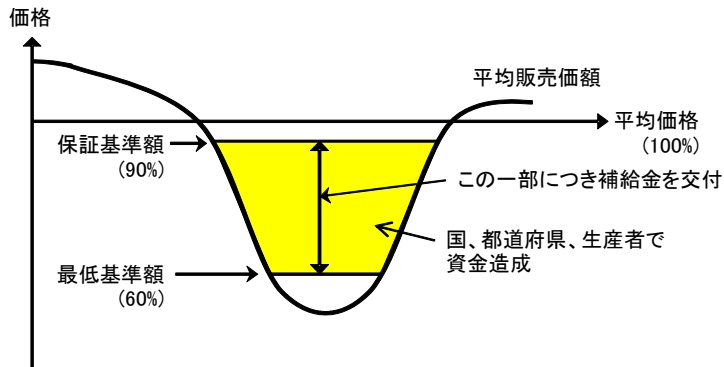
〔補助率：定額、65/100、60/100、50/100〕
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5961)]

野菜価格安定対策事業 平成28年度予算概算要求額 (所要額) 17,082(16,722)百万円

野菜農家の経営安定対策・需給安定対策である本事業の円滑な推進を図るとともに、産地の情勢変化に即し、指定産地における共同出荷要件の特例措置の指標について、共同出荷量から作付面積に見直しを実施。

基本の仕組み



【現行の制度概要】

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜供給産地育成 価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 地域農業振興上の重要性等から 指定野菜に準ずる重要な野菜
産地 要件	面積	20ha(露地野菜)	5ha
	共同出荷割合	2/3	2/3
資金造成割合 (国:都道府県:生産者)		6/10 : 2/10 : 2/10	1/3 : 1/3 : 1/3 ^(※)
平均価格		過去6カ年の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額		平均価格の90%	80%
最低基準額		平均価格の60%	55%
補填率		原則90%	80%

※ 特定野菜のうち、アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあっては、国1/2、都道府県1/4、生産者1/4

指定野菜 (14品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、
トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、
ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、
ほうれんそう

特定野菜 (35品目)

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、
カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、
こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、
しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、
そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、
ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、
やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、
らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

【平成28年度の運用見直し】

- 指定産地における共同出荷要件の特例措置(共同出荷割合2/3を1/2とする)の指標の見直し

【共同出荷量を指標】

共同出荷量 概ね2,000トン^(※)以上
(※)ねぎ1,000トン、ほうれんそう800トン、
さといも400トン

(変更)



【作付面積を指標】

露地野菜 50ha^(※)以上
(※)ねぎ25ha、ほうれんそう20ha、
さといも20ha

46 果樹農業好循環形成総合対策事業

【5, 896 (5, 520) 百万円】

対策のポイント

果樹農業振興基本方針に即し、所得向上に向けた好循環を生み出すため、生産から消費に至るまでの関係者の「連携」による一気通貫した取組を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の果樹農業は、高齢化の進展や農地荒廃の加速化、資材価格の上昇等により、生産基盤が脆弱化しています。また、果実の需給構造を見ると、国内需要のうち6割、果実加工品だけを見ると9割を輸入に頼っています。
- ・こうした状況の中、新たな果樹農業振興基本方針においては、高品質果実の生産・販売が更なる追加投資や品質向上につながるという所得向上に向けた「好循環」を生み出すため、各分野の「連携」を図ることが重要であると位置付けています。

政策目標

果樹産地面積のうち優良果実の供給面積割合の増加
(5% (平成25年度) → 17% (平成37年度))

<主な内容>

1. 農地中間管理機構の活用等による優良品目・品種への転換の加速化
優良品目・品種への転換を加速するため、引き続き、産地の担い手による改植等を支援します。さらに、産地協議会と農地中間管理機構の連携を強化し、農地中間管理機構を活用した改植や小規模園地整備を推進します。
また、改植費用の上昇を踏まえ、改植単価及び未収益期間支援の単価を以下のとおり改定します。
(改植)
 - ・10aあたり22万円→23万円 (みかん等のかんきつ類)
 - ・10aあたり16万円→17万円 (りんご等の主要落葉果樹等)
 - ・10aあたり32万円→33万円 (りんごわい化栽培等)(未収益期間)
 - ・10aあたり20万円→22万円 (5.5万円×4年分)このほか、新品種でなくとも需要の見込まれる品目・品種の導入や大規模基盤整備を行った園地における植栽を新植支援の対象にします。
2. 果実の需給安定や果樹農業の好循環のための優先課題の解決
計画生産・出荷、緊急的な需給調整対策、自然被害果実の流通対策を推進するとともに、荒廃園地の発生抑制等に向けた園地パトロール、ICT等新技術の普及のための産地と異業種とのマッチング、全国ブランドの育成等の取組を支援します。
3. 流通・消費構造の変化に対応した加工流通対策の強化
流通・消費構造の変化に対応するため、カットフルーツ等の需要拡大につながる商品開発等を推進するほか、新たに、加工用果実の安定生産に資する作柄安定技術の導入等を支援します。
また、海外への海上輸送体制を確立するため、リーファーコンテナ（冷蔵冷凍装置を備え、定温流通を可能とするコンテナ）の効率的な活用や長時間輸送に適した鮮度保持技術・輸送用資材の開発・実証を支援します。

〔補助率：定額、定額（1/2相当）、6/10、1/2、1/3〕
事業実施主体：(公財) 中央果実協会、民間団体〕

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5957)]

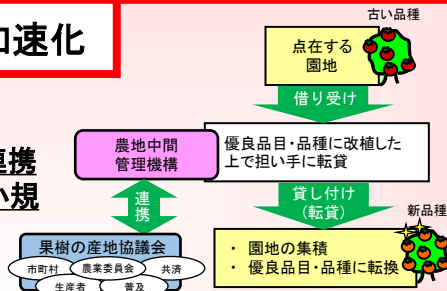
果樹農業好循環形成総合対策事業（平成28年度予算概算要求額 5,896（5,520）百万円）

果樹農業振興基本方針の方向性に即し、果樹農業の所得向上に向けた好循環を生み出すため、生産、流通、加工、販売、消費等の関係者の「連携」による一気通貫した取組を支援。

優良品目・品種への転換の加速化

- 産地の担い手による改植等を支援。

- 産地協議会と農地中間管理機構の連携を強化し、機構を活用した改植や小規模園地整備を推進。【新規】



- 改植費用や栽培管理費の上昇を踏まえ支援単価を見直し。【拡充】

【改植】22万円 → 23万円/10a（みかん等のかんきつ類）
16万円 → 17万円/10a（りんご等の主要落葉果樹等）
32万円 → 33万円/10a（りんごわい化栽培等）
【未収益】20万円 → 22万円/10a（5.5万円×4年分）

- 品質確保が見込めない極早生みかん園地の廃園を推進。
- 需要の見込まれる品目・品種の導入や大規模基盤整備を行った園地における植栽を新植支援の対象に拡大。【拡充】

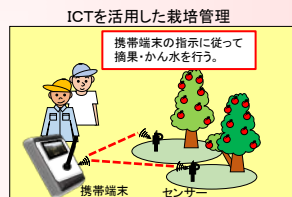
果実の需給安定や果樹農業の好循環のための優先課題の解決

- 計画生産・出荷、緊急的な需給調整対策、自然被害果実の流通対策を推進。

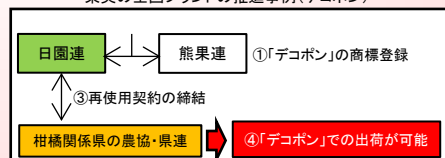
- 荒廃園地の発生抑制等に向けた園地パトロール等の産地の取組を支援。【新規】

- ICT等異分野の新技術の普及に向けた産地と異業種とのマッチングを支援。【新規】

- 果実の需要喚起に資するブランド力の向上に向けた、全国ブランド育成や機能性表示の活用等を支援。【新規】



果実の全国ブランドの推進事例（デコボン）



加工流通対策の強化

- 加工用果実の安定生産に資する**作柄安定技術の導入等の取組を支援。【新規】**

省力化を図りつつ、一定の品質を確保した原料果実を生産し、果汁工場に安定供給

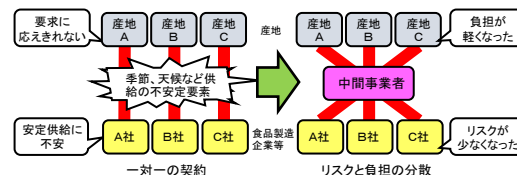


機械収穫前提の整園

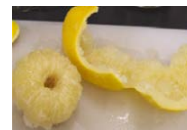


揺り落とし機械等の導入

- 中間事業者による**サプライチェーンの構築や需要拡大を推進。**

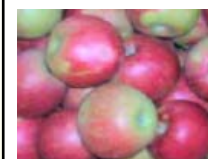


- カットフルーツ等を含め新たな**需要拡大につながる高品質化機械等の導入実証を支援。**



酵素剥皮技術を利用したカットフルーツ

- 新需要に対応しつつ更なる需要拡大に資する**商品開発や省力化栽培実証を支援。**



不揃いなりんご



消費者ニーズの高いカットフルーツ向けに提供可能

- 海外への果実の海上輸送体制の確立に向けた**リーファーコンテナの効率的な活用や、長時間輸送に適した鮮度保持技術・輸送用資材の開発・実証を支援。【新規】**



冷凍冷蔵が可能なリーファーコンテナによる輸送



MA包装資材による長期鮮度保持技術（不知火）

47 茶支援関連対策

【1, 462（1, 404）百万円】

対策のポイント

産地の戦略に基づく茶園の改植や整理等による生産体制の強化、輸出拡大、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。

<背景／課題>

- ・茶は、近年、価格の下落等により経営環境が厳しい状況にあるが、高品質の茶は安定した価格で取引されていることから、取引の単位である茶工場単位での高品質化の取組が必要となっています。
- ・また、リーフ茶の消費が減少傾向で推移する中で、新たな国内外の需要拡大に向けた取組が必要となっています。

政策目標

○茶の輸出額の増加（50.5億円（平成24年）→150億円（平成32年））

<主な内容>

1. 地域の戦略に基づく茶園の改植、整理等支援

茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者等ニーズに対応した優良品種への転換や高品質化を加速化するため、茶工場単位等で策定された品質向上戦略に基づき実施する新植・改植、改植に伴う未収益期間、担い手への集積等に伴う茶園の整理等に対し支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：農業者等の組織する団体

2. 輸出拡大・国内マーケット創出等に向けた取組支援

海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入、輸出相手国での残留農薬基準の設定、国内マーケット創出に向けた新たな茶種の栽培・加工等の取組を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：農業者等の組織する団体等

3. 生産コストの低減、生産体制強化への取組支援

燃油価格の高騰や凍霜害に対応した生産体制への転換等を促進するため、省エネ等コスト低減に資する生産・加工機械及び防霜ファン等のリース導入を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：農業者等の組織する団体

[お問い合わせ先：生産局地域作物課（03-6744-2117）]

茶の高品質化・需要拡大に向けた生産体制の強化支援

- 茶については、近年、荒茶価格の低迷により経営環境が厳しい状況。特に、一部の低品質な荒茶が全体の品質を押し下げていることが価格下落の要因の一つ。
- 一方、高品質の茶は安定した価格で取引されていることから、安定した価格での国内需要の維持・拡大や輸出の促進等を図るため、取引の単位である茶工場単位等での改植促進等による生産性、品質向上による取引等を支援することが必要。
- また、国内外の需要拡大に向けた取組を支援することが必要。

地域の戦略に基づく茶園の改植、整理等支援

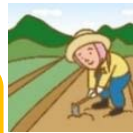
- 茶工場単位を基本とする茶生産者グループにおいて、販売方針、品種の転換や担い手への集積方針、栽培方法等を内容とした「品質向上戦略」を策定。
- 品質向上戦略に基づき実施する以下の取組を支援。

茶生産者グループ



品質向上戦略

- ・需要を見据えどのような茶を生産するか
- ・誰が生産を担うか
- ・茶工場単位でどう改植を進めるか など



改植の実施、
新技術の導入等

・担い手による栽培技術の平準化、茶樹の若返り等による生産性・品質の向上



高品質
安定生産
の実現

経営の安定
安定価格による取引

- ・改植、移動改植：24万円/10a（異なる品種への改植は28万円/10a）
- ・新植：12万円/10a
- ・担い手への集積等に伴う茶園整理：5万円/10a
- ・棚栽培への転換：4万円/10a ・台切り：7万円/10a

輸出拡大、国内マーケット創出等に向けた取組支援

- ・減農薬栽培に向けた防除機械等の導入
- ・半発酵茶（烏龍茶）、発酵茶（紅茶）や萎凋香を発生させる加工機械等の導入
- ・輸出相手国での残留農薬基準の設定

萎凋処理による香りを
発現させる加工技術

低温除湿萎凋（15℃16時間）



空調機

サイクロン式害虫
吸引機械



生産コスト低減、産地の実情に応じた生産体制強化支援

- ・省エネ型加工機械のリース導入
- ・産地の気象条件等に応じた生産体制を構築するための防霜ファンなどの導入



そじゅうき
省エネ型粗揉機

48 甘味資源作物生産支援対策

【9, 640（8, 146）百万円】

対策のポイント

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきびの自然災害からの回復や増産に向けた取組に対して支援します。

<背景／課題>

- ・国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差の是正のため、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対して交付金を交付し、経営の安定、砂糖の安定供給の確保を図ることが必要です。
- ・また、沖縄県、鹿児島県南西諸島の基幹作物であるさとうきびは、近年、台風や干ばつ等の自然災害により不作が続いていることから、自然災害からの回復に向けた取組や地力増強など生産安定化の取組に対して支援することが必要です。

政策目標

- てん菜の生産量を増加
(344万トン（平成25年度）→368万トン（平成37年度）)
- さとうきびの生産量を増加
(119万トン（平成25年度）→153万トン（平成37年度）)
- 国内産糖の安定的な供給
(69万トン（平成25年度）→80万トン（平成37年度）)

<主な内容>

1. 甘味資源作物・国内産糖調整交付金 8, 602（8, 108）百万円

国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構に交付します。

補助率：定額
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

2. さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業

38（38）百万円

さとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る生産者交付金の交付申請を円滑に行うため、代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：生産者団体等

3. 甘味資源作物安定生産体制確立事業〔新規〕 1, 000（－）百万円

地域ごとの「さとうきび増産プロジェクト」に定めた取組のうち、地力の増進など特に重要な取組を支援するとともに、台風、干ばつ、病虫害発生等の自然災害からの回復に向けた取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：生産者団体等

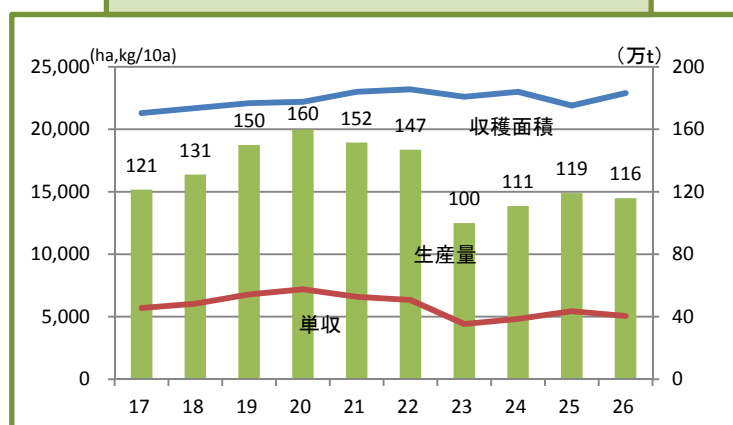
[お問い合わせ先：生産局地域作物課 (03-3501-3814)]

甘味資源作物安定生産体制確立事業（新規）

【平成28年度予算概算要求額：10（一）億円】

- さとうきびは、近年、台風や干ばつ等の自然災害により不作が続いており、「増産」に向けた取組が必須であるため、平成27年に島が主体となって「さとうきび増産プロジェクト」を改定し、この中で、島ごとの課題や生産目標、達成に向けた取組計画を明示。
- この計画を着実に推進するため、増産プロジェクトに定めた取組のうち地域における特に重要な取組に対して支援を行うとともに、自然災害からの回復に向けた取組に対して支援を行うことで、さとうきびの「増産」を確実なものとし、これらの取組を通じて新たな食料・農業・農村基本計画における生産努力目標の達成を目指す。

さとうきびの生産状況



新たな食料・農業・農村基本計画

- 自然災害等に強い生産体制の構築
・畑地かんがいの推進、交信かく乱フェロモン剤の活用等による総合防除の推進、島毎の自然条件等に応じた作型の選択・組合せの実現

生産努力目標

年度	平成25年度	平成37年度
生産量	119万t	153万t

島ごとの増産プロジェクトの改定

<内容>

- 島ごとの主な課題
- 増産に向けた生産目標
- 目標達成に向けた取組計画（技術対策等）

さとうきび増産推進支援

増産プロジェクトに定めた特に重要な取組に対して支援

<取組例>

- 新たな品種の導入
- たい肥等による地力の増進
- 交信かく乱フェロモン剤の活用 等

さとうきび増産基金

自然災害被害対策

自然災害	主な対策
干ばつ	・かん水
台風	・除塩（散水） ・苗の補植、改植
病虫害	・病虫害防除
その他の災害	（災害の内容に応じた対策） ・株出管理作業 ・苗の確保 等

工場対策
（自然災害影響緩和対策）

○ 食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を達成

さとうきび生産量を増加（119万トン（25年度）→153万トン（37年度））